

○薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器

(平成十七年三月二十五日)
(厚生労働省告示第百十二号)

薬事法(昭和三十五年法律第百四十五号)第二十三条の二第一項の規定に基づき、薬事法第二十三条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器を次のように定め、薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律(平成十四年法律第九十六号)第二条の規定の施行の日(平成十七年四月一日)から適用する。

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器

薬事法第二十三条の二第一項の規定により厚生労働大臣が基準を定めて指定する医療機器は、別表の下欄に掲げる基準に適合する同表の中欄に掲げるもの(専ら動物のために使用されることが目的とされているものを除く。)とする。ただし、別表の下欄に掲げる基準に適合する同表の中欄に掲げる医療機器であっても、当該医療機器の形状、構造及び原理、使用方法及び操作方法若しくは性能等が既存の医療機器と明らかに異なるときは、本告示は適用しない。

附 則

- 1 別表の日本工業規格の欄に掲げる工業標準化法(昭和二十四年法律第百八十五号)に基づく日本工業規格(以下「日本工業規格」という。)T三一〇二号の表1及び表3の規定は、当分の間、適用しない。
- 2 別表の六十五の項及び七十二の項に掲げる日本工業規格T三二〇九号の9、七十三の項に掲げる日本工業規格T三二二三号の5、13、1、八十三の項に掲げる日本工業規格T三二五一号の4、1、2、九十三の項に掲げる日本工業規格T三二四九号の5、13、1及び百三の項に掲げる日本工業規格T三二二二号の11、2の規定は、平成十九年三月三十一日までの間は、適用しない。ただし、別表の六十五の項、七十二の項、七十三の項、八十三の項、九十三の項又は百三の項に掲げる医療機器につき薬事法第二十三条の二の規定による製造販売の認証を受けた者が平成十九年三月三十一日以前に製造販売した当該品目に係る別表の六十五の項及び七十二の項に掲げる日本工業規格T三二〇九号の9、七十三の項に掲げる日本工業規格T三二二三号の5、13、1、八十三の項に掲げる日本工業規格T三二五一号の4、1、2、九十三の項に掲げる日本工業規格T三二四九号の5、13、1又は百三の項に掲げる日本工業規格T三二二二号の11、2の規定は、同年九月三十日までの間に限り、適用しない。
- 3 薬事法及び採血及び供血あつせん業取締法の一部を改正する法律附則第十一条により、同法第二条による改正後の薬事法第二十三条の二の認証を受けたものとみなされた者に係る別表の九十四の項及び百二の項に掲げる品目については、日本工業規格T三二一一号の5、8、2の規定を、同表の九十五の項に掲げる品目については、日本工業規格T三二一二号の5、8、2の規定を平成二十一年三月三十一日までの間は、適用しない。

別表

(平一七厚劳告三七三・平一七厚劳告四七一・平一八厚劳告四六二・平一九厚劳告二七・平二〇厚劳告三七三・平二〇厚劳告五二八・平二二厚劳告三六・一部改正)

| 番号 | 医療機器の名称 | 基準 | |
|----|--|----------------------------------|--|
| | | 日本工業規格 | 使用目的、効能又は効果 |
| 一 | 1 移動型アナログ式汎はん用X線診断装置 2 ポータブルアナログ式汎はん用X線診断装置 3 ポータブルデジタル式汎はん用X線診断装置 4 据置型アナログ式汎はん用X線診断装置 5 据置型デジタル式汎はん用X線診断装置 6 移動型デジタル式汎はん用X線診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 | 人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 二 | 1 移動型アナログ式汎はん用一体型X線診断装置 2 ポータブルアナログ式汎はん用一体型X線診断装置 3 ポータブルデジタル式汎はん用一体型X線診断装置 4 据置型アナログ式汎はん用一 | Z四一〇二 Z四七〇一 Z四七〇三 Z四七一 | 人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |

| | | | |
|---|--|--|--|
| | 体型X線診断装置 5 据置型デジタル式汎はん用一体型X線診断装置 6 移動型デジタル式汎はん用一体型X線診断装置 | | |
| 三 | 1 乳房撮影組合せ型X線診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 Z四七五一一二 一四五 | 人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用し、1台のX線高電圧装置を切換えて使用することで、乳房画像又は人体画像の診療情報を提供すること。 |
| 四 | 1 据置型アナログ式汎はん用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式汎はん用X線透視診断装置 3 ポータブルアナログ式汎はん用X線透視診断装置 4 移動型デジタル式汎はん用X線透視診断装置 5 ポータブルデジタル式汎はん用X線透視診断装置 6 据置型デジタル式汎はん用X線透視診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 | 透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 五 | 1 据置型アナログ式汎はん用一体型X線透視診断装置 2 移動型アナログ式汎はん用一体型X線透視診断装置 3 ポータブルアナログ式汎はん用一体型X線透視診断装置 4 移動型デジタル式汎はん用一体型X線透視診断装置 5 ポータブルデジタル式汎はん用一体型X線透視診断装置 6 据置型デジタル式汎はん用一体型X線透視診断装置 | Z四一〇二 Z四七〇一 Z四七〇三 Z四七一 | 透視撮影を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 六 | 1 移動型デジタル式循環器用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式循環器用X線透視診断装置 3 据置型アナログ式循環器用X線透視診断装置 4 据置型デジタル式循環器用X線透視診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 | 循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 七 | 1 据置型アナログ式乳房用X線診断装置 2 ポータブルアナログ式乳房用X線診断装置 3 移動型アナログ式乳房用X線診断装置 4 据置型デジタル式乳房用X線診断装置 5 移動型デジタル式乳房用X線診断装置 6 ポータブルデジタル式乳房用X線診断装置 | Z四七五一一二 一四五 | 乳房を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して乳房画像情報を診療のために提供すること。 |
| 八 | 1 移動型デジタル式泌尿器・婦人科用X線透視診断装置 2 移動型アナログ式泌尿器・ | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 | 泌尿器及び婦人科用又はそのいずれかの透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、 |

| | | | |
|----|---|----------------------------------|--|
| | 婦人科用X線透視診断装置 3 据置型デジタル式泌尿器・ 婦人科用X線透視診断装置 4 据置型アナログ式泌尿器・ 婦人科用X線透視診断装置 | Z四七〇四 | 写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 九 | 1 腹部集団検診用X線診断装置 2 胸部集団検診用X線診断装置 3 胸・腹部集団検診用X線診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 | 集団検診を目的に、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 十 | 1 腹部集団検診用一体型X線診断装置 2 胸部集団検診用一体型X線診断装置 3 胸・腹部集団検診用一体型X線診断装置 | Z四一〇二 Z四七〇一 Z四七〇三 Z四七一一 | 集団検診を目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供すること。 |
| 十一 | 1 歯科集団検診用パノラマX線撮影装置 2 アナログ式歯科用パノラマX線診断装置 3 デジタル式歯科用パノラマX線診断装置 4 アナログ式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 5 デジタル式歯科用パノラマ・断層撮影X線診断装置 | Z四一〇二 Z四七〇一 Z四七〇三 Z四七一一 | 人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部又は歯牙が及び顎がく部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。 |
| 十二 | 1 アナログ式口外汎はん用歯科X線診断装置 2 デジタル式口外汎はん用歯科X線診断装置 | Z四一〇二 Z四七〇一 Z四七〇三 Z四七一一 | 人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための歯牙が及び顎がく部又はそのいずれかの画像情報を提供すること。 |
| 十三 | 1 頭蓋がい計測用X線診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 | 人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。 |
| 十四 | 1 頭蓋がい計測用一体型X線診断装置 | Z四一〇二 Z四七〇一 Z四七〇三 Z四七一一 | 人体の頭部を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して、歯科診療のための頭部の画像情報を提供すること。 |
| 十五 | 1 部位限定X線CT診断装置 2 全身用X線CT診断装置 | Z四七五一一二 一四四 | 患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。 |
| 十六 | 1 アーム型X線CT診断装置 | Z四七五一一二 一四四 | アーム構造を利用して、患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供すること。 |
| 十七 | 1 核医学診断用据置型ガンマカメラ 2 核医学診断用移動型ガンマカメラ 3 核医学診断用検出器回転型SPECT装置 | T〇六〇一一一 | 体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること（CTによる画像情報を診療のために提供することは除く。）。 |

| | | | |
|-----|---|-------------------------|--|
| 十八 | 1 核医学診断用ポジトロンCT装置 | T〇六〇―― | 患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布を、ガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること。 |
| 十九 | 1 診断用核医学装置及び関連装置吸収補正向け密封線源 | Z四八二―― | 診断用核医学装置及び関連装置に装着できる専用の密封された放射性同位元素であって、体外で用いられ、診断用核医学装置及び関連装置が吸収補正を行うために必要な放射線を放出するものであること。 |
| 二十 | 1 移動型超音波画像診断装置 2 汎 ^{はん} 用超音波画像診断装置 3 産婦人科用超音波画像診断装置 4 乳房用超音波画像診断装置 5 循環器用超音波画像診断装置 6 膀胱 ^{ぼうこう} 用超音波画像診断装置 | T〇六〇――二 一三七 | 超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診断のために提供すること。 |
| 二十一 | 1 眼科用超音波画像診断装置 | T〇六〇――二 一三七 | 超音波を用いて眼球内及びその周辺の形状、性状又は動態を可視化し、診断のための画像情報を提供すること。 |
| 二十二 | 1 超音波式角膜厚さ計 | T〇六〇――二 一三七 | 超音波を用いて角膜の厚さを測定し、情報を診断のために提供すること。 |
| 二十三 | 1 超音波眼軸長測定装置 | T〇六〇――二 一三七 T一二〇五 | 超音波を用いて眼軸長を測定し、情報を診断のために提供すること。 |
| 二十四 | 1 眼科用超音波画像診断・眼軸長測定装置 2 超音波式角膜厚さ・眼軸長測定装置 | T〇六〇――二 一三七 T一二〇五 | 超音波を用いて眼球内及びその周辺の形状、性状または動態を可視化し、画像情報を診断のために提供し、若しくは超音波を用いて眼軸長や角膜の厚さを測定し、情報を診断のために提供すること。 |
| 二十五 | 1 食道向け超音波診断用プローブ 2 鼻腔 ^{こう} 向け超音波診断用プローブ 3 据付型体外式超音波診断用プローブ 4 手持型体外式超音波診断用プローブ 5 非血管系手術向け超音波診断用プローブ 6 膈 ^{ちつ} 向け超音波診断用プローブ 7 直腸向け超音波診断用プローブ 8 体腔 ^{こう} 向け超音波診断用プローブ 9 膀胱 ^{ぼうこう} 向け超音波診断用プローブ 10 据付型体外式水槽タイプ超音波診断用プローブ | T〇六〇――二 一三七 | 超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し、画像情報を診断のために提供する装置に使用するプローブであること。 |

| | | | |
|-----|---|--------|---|
| 二十六 | 1 超音波骨密度測定装置 | T〇六〇―― | 骨の性状の診断のため、踵しよ 骨を伝播する超音波パルスの音速 又は減衰若しくはその両方を計測 すること。 |
| 二十七 | 1 常電導磁石式乳房用MR装置 2 常電導磁石式全身用MR装置 3 常電導磁石式頭部・四肢用 MR装置 4 常電導磁石式循環器用MR装 置 5 超電導磁石式乳房用MR装置 6 超電導磁石式全身用MR装置 7 超電導磁石式頭部・四肢用 MR装置 8 超電導磁石式循環器用MR装 置 9 永久磁石式頭部・四肢用MR 装置 10 永久磁石式全身用MR装置 11 永久磁石式乳房用MR装置 12 永久磁石式循環器用MR装置 | Z四九五― | 患者に関する磁気共鳴信号をコン ピュータ処理し、再構成画像を診 療のために提供すること。 |
| 二十八 | 1 コンピューテッドラジオグ ラフ | T〇六〇―― | 光輝尽性蛍光板に蓄像したX線画 像をレーザビーム等の走査で取り 出し、コンピュータ処理した画像 情報を診療のために提供するこ と。 |
| 二十九 | 1 X線平面検出器出力読取式デ ジタルラジオグラフ | T〇六〇―― | X線パターンをX線平面検出器で撮 像し、コンピュータ処理した画像 情報を診療のために提供するこ と。 |
| 三十 | 1 X線管装置 | Z四七〇四 | 電気入力を診療の手段となるX線 出力へと変換し、一部冷却用の熱 交換器も含む電気機器であるこ と。 |
| 三十一 | 1 多相電動式造影剤注入装置 2 単相電動式造影剤注入装置 | T〇六〇―― | 画像を診療のために提供するため に、適切な注入速度、注入量にて 造影剤を注入すること。 |
| 三十二 | 1 電子体温計 | T――四〇 | 測温部を部位に接触させて、腋窩 えきか、口腔こう(舌下)、直腸の 体温を測定し、最高温度を保持し デジタル表示すること。 |
| 三十三 | 1 連続測定電子体温計 2 再使用可能な能動型機器接 続体温計プローブ 3 人体開口部単回使用体温計 プローブ | T〇六〇―― | 人体の開口部内又は体表面の温度 について、体温計、その温度プロ ーブ、変換アダプタ又はその組合 せた測温部を接触又は位置させ、 連続的に体温やその変化を測定 し、デジタル表示すること。 |
| 三十四 | 1 熱流補償式体温計 | T〇六〇―― | 人の深部の温度について、測温部 を部位に接触させ、連続的に当該 部位の体温やその変化を熱流補償 式により測定し、デジタル表示す ること。 |
| 三十五 | 1 耳赤外線体温計 | T四二〇七 | 人の鼓膜及びその周辺の赤外線 を測定することによって当該部位 の温度を測定することにより、体 温を測定し、デジタル表示するこ と。 |

| | | | |
|-----|---|----------------|---|
| 三十六 | 1 自動電子血圧計 2 手動式電子血圧計 | T1111五 | 健康管理のために収縮期血圧及び拡張期血圧を非観血的に測定すること。 |
| 三十七 | 1 医用電子血圧計 | T1111五 | 動脈血圧の非観血的測定により、収縮期及び拡張期血圧を表示すること。 |
| 三十八 | 1 眼圧計 2 単回使用圧平眼圧計用プリズム | T731二 | 眼球内の圧力を眼球壁の緊張度に基づいて角膜を介して測定し、情報を診断のために提供すること。 |
| 三十九 | 1 胎児超音波心音計 | T150六 | 心拍動又は血流若しくは心拍動及び血流を検出すること。 |
| 四十 | 1 汎はん用心電計 2 多機能心電計 | T060111 | 四肢誘導及び胸部誘導を含む最低十二誘導の心電図検査を行うこと。 |
| 四十一 | 1 視覚誘発反応刺激装置 2 聴覚誘発反応刺激装置 3 聴覚誘発反応測定装置 4 筋電計 5 電気誘発反応刺激装置 6 顔面神経刺激装置 7 体性感覚誘発神経電気刺激装置 8 診断用神経筋電気刺激装置 9 筋電増幅器 10 誘発反応測定装置 11 眼振計 12 網膜電位計 13 視覚誘発反応測定装置 14 眼電位計 15 神経モニタ 16 他覚式聴力検査装置 17 耳音響放射測定機能付聴覚誘発反応測定装置 18 位置決定用神経探知刺激装置 19 眼球運動刺激装置 | T060112 140 | 自発的、意図的又は刺激によって誘発される生体電位を導出及び分析し、それらの情報を提供すること。 |
| 四十二 | 1 二酸化炭素モジュール 2 炭酸ガス分析装置 3 カプノメータ | T060111 | 患者の呼気及び吸気中の二酸化炭素ガス濃度を測定し、呼吸管理に関する情報を提供すること。 |
| 四十三 | 1 パルスオキシメータモジュール 2 パルスオキシメータ | T060111 | 動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、表示すること。 |
| 四十四 | 1 マルチガスモジュール 2 マルチガスモニタ | T060111 | 患者の呼気又は吸気若しくはその両方の揮発性麻酔ガス、亜酸化窒素ガス、酸素ガス濃度及び二酸化炭素ガスの濃度を測定し、麻酔管理に関する情報を提供すること。 |
| 四十五 | 1 パルスオキシ・カプノメータ | T060111 | 患者の動脈血の経皮的酸素飽和度、呼気終末二酸化炭素ガス濃度及び吸気二酸化炭素ガス濃度を測定し、呼吸管理に関する情報を提供すること。 |
| 四十六 | 1 機能検査オキシメータ | T060111 | 人体に照射した近赤外光又は可視光若しくはその両方を検出することで、血液中のヘモグロビンの相対的な濃度、濃度変化又は酸素飽 |

| | | | |
|-----|---|-------------------------|--|
| | | | 和度若しくはそれらの組み合わせを計測し、情報を診療のために提供すること。 |
| 四十七 | 1 成人用肺機能分析装置 | T〇六〇―― | 成人患者の肺におけるガスの換気を測定することにより、呼吸系の機能及び効率に関する情報を提供すること。 |
| 四十八 | 1 肺運動負荷モニタリングシステム | T〇六〇―― | 負荷運動中の患者における呼気又は吸気若しくはその両方の流量及び酸素濃度を測定する(二酸化炭素濃度を同時に測定する場合を含む)ことにより、運動中の肺機能及び代謝循環情報を提供すること。 |
| 四十九 | 1 雑音発生オージオメータ 2 視覚強化オージオメータ 3 純音オージオメータ 4 語音用オージオメータ | Tー二〇―― Tー二〇――二 | 語音聴覚検査を含む聴覚機能の検査に使用すること。 |
| 五十 | 1 手動式オージオメータ 2 自動記録オージオメータ 3 コンピュータ制御オージオメータ | Tー二〇―― | 聴覚機能の検査に使用すること。 |
| 五十一 | 1 インピーダンスオージオメータ | T〇六〇―― | 外耳道の加減圧に伴う音響インピーダンスの変化を計測するチンパノメトリー検査、音刺激に対する耳小骨筋の反射に起因する音響インピーダンスの変化を計測する耳小骨筋反射検査又はそれらの両方を行うこと。 |
| 五十二 | 1 純音聴力検査及び語音聴覚検査機能付インピーダンスオージオメータ | T〇六〇―― | 外耳道の加減圧に伴う音響インピーダンスの変化を計測するチンパノメトリー検査、音刺激に対する耳小骨筋の反射に起因する音響インピーダンスの変化を計測する耳小骨筋反射検査又はそれらの両方を行い、更に純音聴力検査及び語音聴覚検査を行うこと。 |
| 五十三 | 1 眼底カメラ | T〇六〇―― | 被検眼に接触せずに瞳孔を通じて眼底を観察、撮影又は記録し、眼底画像情報を診断のために提供すること。 |
| 五十四 | 1 眼撮影装置 | T〇六〇―― | 眼球及びその付属器を観察、撮影又は記録し、電子画像情報を診断のために提供すること。 |
| 五十五 | 1 内視鏡用テレスコープ 2 軟性十二指腸鏡 3 軟性胃十二指腸鏡 4 軟性胃内視鏡 5 軟性食道鏡 6 軟性S字結腸鏡 7 軟性大腸鏡 8 軟性膵すい管鏡 9 軟性胆道鏡 10 軟性鼻咽いん頭鏡 11 軟性気管支鏡 12 軟性腎盂じんう鏡 13 軟性膀胱ぼうこう鏡 | T〇六〇――二 ――八 Tー五五三 | 体内、管腔こう、体腔こう又は体内腔こうに挿入し、体内、管腔こう、体腔こう又は体内腔こうの観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供すること。 |

- 14 軟性小腸鏡
- 15 軟性クルドスコープ
- 16 軟性膀胱ぼうこう尿道鏡
- 17 軟性胸腔こう鏡
- 18 軟性尿管鏡
- 19 軟性喉こう頭鏡
- 20 軟性挿管用喉こう頭鏡
- 21 軟性咽いん頭鏡
- 22 軟性尿管腎盂しんう鏡
- 23 軟性子宮鏡
- 24 軟性腹腔こう鏡
- 25 軟性口腔こう鏡
- 26 軟性上顎がく洞鏡
- 27 軟性涙道鏡
- 28 軟性乳管鏡
- 29 軟性形成外科用内視鏡
- 30 軟性耳内視鏡
- 31 軟性卵管鏡
- 32 軟性関節鏡
- 33 軟性縦隔鏡
- 34 軟性尿道鏡
- 35 軟性鼻腔こう鏡
- 36 軟性副鼻腔こう鏡
- 37 軟性鼻咽喉いんこう鏡
- 38 ビデオ軟性気管支鏡
- 39 ビデオ軟性胃内視鏡
- 40 ビデオ軟性S字結腸鏡
- 41 ビデオ軟性膀胱ぼうこう尿道鏡
- 42 ビデオ軟性喉こう頭鏡
- 43 ビデオ軟性十二指腸鏡
- 44 ビデオ軟性大腸鏡
- 45 ビデオ軟性腹腔こう鏡
- 46 ビデオ硬性腹腔こう鏡
- 47 ビデオ軟性小腸鏡
- 48 ビデオ軟性胆道鏡
- 49 ビデオ軟性腎盂しんう鏡
- 50 ビデオ軟性食道鏡
- 51 ビデオ軟性尿管鏡
- 52 ビデオ軟性咽いん頭鏡
- 53 ビデオ軟性尿管腎盂しんう鏡
- 54 ビデオ軟性胃十二指腸鏡
- 55 ビデオ軟性挿管用喉こう頭鏡
- 56 ビデオ硬性挿管用喉こう頭鏡
- 57 ビデオ軟性口腔こう鏡
- 58 ビデオ軟性上顎がく洞鏡
- 59 ビデオ軟性涙道鏡
- 60 ビデオ軟性乳管鏡
- 61 ビデオ軟性形成外科用内視鏡
- 62 ビデオ軟性耳内視鏡
- 63 ビデオ軟性卵管鏡
- 64 ビデオ軟性関節鏡
- 65 ビデオ軟性縦隔鏡
- 66 ビデオ軟性尿道鏡
- 67 ビデオ軟性鼻咽喉いんこう鏡

- 68 ビデオ軟性鼻腔^{こう}鏡
- 69 ビデオ軟性副鼻腔^{こう}鏡
- 70 ビデオ軟性胸腔^{こう}鏡
- 71 ビデオ軟性子宮鏡
- 72 ビデオ軟性脘^{すい}管鏡
- 73 ビデオ軟性鼻咽^{いん}頭鏡
- 74 ビデオ軟性膀胱^{ぼうこう}鏡
- 75 ビデオ軟性クルドスコープ
- 76 硬性腎盂^{じんう}鏡
- 77 硬性膀胱^{ぼうこう}鏡
- 78 硬性尿道鏡
- 79 硬性膀胱^{ぼうこう}尿道鏡
- 80 硬性尿管鏡
- 81 硬性尿管腎盂^{じんう}鏡
- 82 硬性ウレスロトーム
- 83 硬性肛^{こう}門鏡
- 84 硬性胃内視鏡
- 85 硬性腹腔^{こう}鏡
- 86 硬性S字結腸鏡
- 87 硬性気管支鏡
- 88 硬性挿管用喉^{こう}頭鏡
- 89 硬性喉^{こう}頭鏡
- 90 肛^{こう}門括約筋鏡
- 91 経膣^{ちつ}硬性羊水鏡
- 92 経腹硬性羊水鏡
- 93 硬性関節鏡
- 94 硬性クルドスコープ
- 95 硬性直達鏡
- 96 硬性縦隔鏡
- 97 硬性鼻咽^{いん}頭鏡
- 98 硬性骨盤鏡
- 99 硬性直腸鏡
- 100 硬性鼻腔^{こう}鏡
- 101 硬性胸腔^{こう}鏡
- 102 硬性子宮鏡
- 103 硬性鼻咽^{いん}喉^{こう}鏡
- 104 硬性上顎^{がく}洞鏡
- 105 硬性食道鏡
- 106 硬性咽^{いん}頭鏡
- 107 硬性鼓膜鏡
- 108 硬性アデノスコープ
- 109 硬性副鼻腔^{こう}鏡
- 110 筋膜下切除術用内視鏡
- 111 硬性涙道鏡
- 112 硬性乳管鏡
- 113 硬性形成外科用内視鏡
- 114 硬性耳内視鏡
- 115 硬性卵管鏡
- 116 硬性口腔^{こう}鏡
- 117 眼科用内視鏡

| | | | |
|-----|---------------|-------------------------|--|
| 五十六 | 1 硬性レゼクトスコープ | T〇六〇一一二 一一八 T一五五三 | 尿道、膀胱 ^{ぼうこう} 又は子宮内に挿入し、前立腺、膀胱 ^{ぼうこう} 又は子宮内の観察、診断、撮影、及び組織の切開、切除、蒸散、剥離、止血又は凝固等の処置をするための画像を提供すること及び切開、切除、蒸散、剥離、止血又は凝固等の処置を行うこと。 |
| 五十七 | 1 超音波軟性胃十二指腸鏡 | T〇六〇一一二 | 体内、管腔 ^{こう} 、体腔 ^{こう} 又は体 |

| | | | |
|-----|---|-------------------------|---|
| | 2 超音波硬性腹腔鏡 3 超音波軟性十二指腸鏡 4 超音波軟性大腸鏡 5 超音波軟性腹腔鏡 6 超音波軟性気管支鏡 | 一一八 T一五五三 | 内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し超音波検査を行うこと。 |
| 五十八 | 1 超音波内視鏡観測システム | T〇六〇一一二 一一八 T一五五三 | 体内、管腔、体腔又は体内腔に挿入し、体内、管腔、体腔又は体内腔の観察、診断、撮影又は治療のための画像を提供するとともに、超音波を用いて体内の形状、性状又は動態を可視化し超音波検査を行うこと。 |
| 五十九 | 1 送気送水機能付内視鏡用光源・プロセッサ装置 2 送気送水機能付外部電源式内視鏡用光源装置 3 送気送水機能付バッテリー式内視鏡用光源装置 | T〇六〇一一二 一一八 | 内視鏡に照明を供給する光源と、内視鏡を介して体腔内に送気送水を行う機能を有し、内視鏡で捉えた画像を診療のために提供すること。 |
| 六十 | 1 内視鏡用送水装置 | T〇六〇一一二 一一八 | 体内、管腔、体腔又は体内腔に送水を行い、体内、管腔、体腔又は体内腔の内視鏡による観察を容易にすること。 |
| 六十一 | 1 内視鏡用送気送水装置 | T〇六〇一一二 一一八 | 内視鏡を介して体腔内に送気及び送水を行い、体内、管腔、体腔又は体内腔の内視鏡による観察を容易にすること。 |
| 六十二 | 1 再使用可能な電気手術向け内視鏡用スネア 2 内視鏡用ワーキングエレメント 3 再使用可能な高周波処置用内視鏡能動器具 4 電気手術向け内視鏡用熱ダイオード | T〇六〇一一二 一一八 T一五五三 | 内視鏡的に組織の切断、切除、切開、焼灼、止血、凝固、蒸散又は剥離等を行うこと。 |
| 六十三 | 1 単回使用電気手術向け内視鏡用スネア 2 単回使用高周波処置用内視鏡能動器具 | T〇六〇一一二 一一八 T一五五三 | 内視鏡的に組織の切断、切除、切開、焼灼、止血、凝固、蒸散又は剥離等を行うこと。 |
| 六十四 | 1 単回使用組織生検用針 2 吸引式組織生検用針キット 3 単回使用吸引用針 4 画像誘引生検キット 5 骨髄生検キット 6 腎臓生検キット 7 軟組織生検キット 8 単回使用腰椎穿刺用針 9 単回使用腰椎穿刺用針 10 吸引式組織生検用針向け装置 | T三二二八 | 検査、治療又は診断のため、人体に穿刺し、組織採取、造影又は薬液等注入を行うこと。 |
| 六十五 | 1 単回使用皮下注射用針 | T三二〇九 | 注射筒等を用いて注射用医薬品を |

| | | | |
|-----|--|----------------|---|
| | 2 単回使用動脈注射用針 3 単回使用注射用針 | | 注入すること。 |
| 六十六 | 1 単回使用皮下注射ポート用針 2 ノンコアリングニードル付静脈内投与セット 3 植込みポート用医薬品注入器具 | T三二二一 | 体内植込みポートに液を注入し又はポートから液を吸引すること。 |
| 六十七 | 1 単回使用眼科手術用カニューレ | T〇九九三一一 | 眼科手術時に灌 ^{かん} 流液などの注入及び眼内物質の吸引に使用すること。 |
| 六十八 | 1 単回使用採血用針 | T三二二〇 | 血液検査のため、静脈に穿 ^{せん} 刺し、真空採血管を用いた血液検体の採取に用いること。 |
| 六十九 | 1 医薬品・ワクチン注入用針 | T三二二六一二 | 専用医薬品カートリッジとともに取り付け、皮下又は筋肉内へ医薬品又はワクチンを注入すること。 |
| 七十 | 1 単回使用内視鏡下硬化療法用注射針 2 単回使用内視鏡用注射針 3 食道静脈瘤 ^{りゅう} 硬化療法用針 | T三二三五 | 消化器の粘膜下に薬液を注入すること。 |
| 七十一 | 1 経皮エタノール注入用針 2 電磁波凝固療法用針 3 電磁波凝固療法用キット 4 温熱療法用針 5 カテーテル用針 6 電磁波温熱療法用セット | T三二二九 | 検査、治療、及び診断のため、人体の皮下から腹腔 ^{こう} 及び臓器にかけて穿 ^{せん} 刺し、電磁波の経路並びに薬液の注入、排液若しくはカテーテル及びガイドワイヤ等の挿入の補助具として使用すること。 |
| 七十二 | 1 汎 ^{はん} 用針付注射筒 | T三二〇九 T三二一〇 | 注射針等を用いて注射用医薬品を注入すること。 |
| 七十三 | 1 プラスチックカニューレ型滅菌済み穿 ^{せん} 刺針 | T三二二三 | 輸液等の動静脈留置用として使用すること。 |
| 七十四 | 1 短期的使用空腸瘻 ^{ろう} 用カテーテル 2 短期的使用経腸栄養キット 3 食道経由経腸栄養用チューブ 4 短期的使用腸瘻 ^{ろう} 栄養用チューブ 5 短期的使用胃瘻 ^{ろう} 栄養用チューブ 6 空腸瘻 ^{ろう} 栄養用チューブ 7 短期的使用胃瘻 ^{ろう} 用ボタン 8 消化管用チューブ 9 短期的使用経鼻・経口胃チューブ 10 短期的使用乳児用経腸栄養キット 11 胃減圧チューブ 12 消化器用カテーテルイントロデューサ 13 血液体液・経腸栄養用注入セット 14 ポンプ用経腸栄養注入セット | T三二一三 | 胃若しくは腸に栄養を投与すること又は胃の減圧を行うこと。 |

| | | | |
|-----|---|-------|---|
| 七十五 | 1 短期的使用経鼻胃チューブ 2 胃内排泄 ^{せつ} 用チューブ 3 短期的使用胃食道用滅菌済みチューブ及びカテーテル | ↑三二三九 | 経鼻又は経口的に、胃又は食道内に挿入留置し、吸引、排液、排気、洗浄又は異物除去等に用いること。 |
| 七十六 | 1 短期的使用食道用チューブ | ↑三二三六 | 胃・食道静脈瘤 ^{りゅう} の出血を圧迫止血すること。 |
| 七十七 | 1 食道静脈瘤 ^{りゅう} 硬化療法向け内視鏡固定用バルーン | ↑三二三四 | 内視鏡に装着してバルーンを膨張させることにより、圧迫止血する又は内視鏡を食道内に固定すること。 |
| 七十八 | 1 直腸用チューブ 2 腸管減圧用チューブ 3 腸管用バルーンカテーテル 4 腸管用チューブ | ↑三二四〇 | 経口・経鼻・経皮又は経肛 ^{こう} 門的に下部消化管に挿入し、減圧若しくは腸管内容物の体外への排出、狭窄 ^{さく} 部の拡張又は造影剤などを注入するために用いること。 |
| 七十九 | 1 消化管用ガイドワイヤ 2 一時的使用カテーテルガイドワイヤ 3 非血管用ガイドワイヤ | ↑三二四二 | 体内に挿入するカテーテル、チューブ等の位置調整及び移動の補助のために一時的に使用すること（血管内に挿入して使用することは除く。）。 |
| 八十 | 1 短期的使用胆管・膵 ^{すい} 管用カテーテル 2 短期的使用胆管用カテーテル 3 胆汁ドレーン 4 胆管用ステントイントロデューサー 5 単回使用内視鏡用結石摘出鉗 ^{かん} 子 6 胆管拡張用カテーテル 7 胆道結石除去用カテーテルセット 8 結石摘出用バルーンカテーテル 9 結石破碎用鉗 ^{かん} 子 10 胆道用カテーテル | ↑三二四三 | 経十二指腸乳頭的又は経皮経肝的に胆道（胆のう、胆のう管、胆管系）又は膵 ^{すい} 管に挿入し、排のう、排液、灌 ^{かん} 流、狭窄 ^{さく} 部位及び十二指腸乳頭の拡張、狭窄 ^{さく} の予防、結石の破碎、把持回収、摘出、除去等の処置を行うこと。 |
| 八十一 | 1 胆管造影用カテーテル 2 男性尿道造影向け泌尿器用カテーテル 3 唾液腺 ^{せん} 造影用カテーテル 4 卵管造影用カテーテル 5 卵管疎通検査用カテーテル 6 女性尿道造影向け泌尿器用カテーテル | ↑三二四六 | 胆管、胆のう、胆のう管、すい管、尿道、尿管又は子宮、卵管等に挿入し、造影等を主たる目的に用いること。 |
| 八十二 | 1 オーパチューブ | ↑三二四一 | 体内へ内視鏡を挿入するために用いること。 |
| 八十三 | 1 吸引キット 2 気管支吸引用カテーテル 3 吸引用滅菌済みチューブ及びカテーテル 4 気管吸引カテーテル | ↑三二五一 | 経鼻又は経口的に、気管内チューブ又は気管切開チューブを介して咽 ^{いん} 頭、喉 ^{こう} 頭、気管又は気管支等に挿入し、吸引、排液及び異物除去等に用いること。 |
| 八十四 | 1 コール形換気用気管チューブ | ↑七二二四 | 気道の確保又は吸入麻酔薬・医療用ガスの投与、換気等のため、口腔 ^{こう} 又は鼻腔 ^{こう} から気管内に挿入すること。 |

| | | | |
|-----|--|-------|--|
| 八十五 | 1 非コール形換気用気管チューブ | ↑七二二一 | 気道の確保又は吸入麻酔薬・医療用ガスの投与、換気等のため、口腔 ^{こう} 又は鼻腔 ^{こう} から気管内に挿入すること。 |
| 八十六 | 1 気管切開チューブ用カフ 2 単回使用気管切開チューブ 3 成人用気管切開チューブ 4 小児用気管切開チューブ 5 気管切開チューブ用内筒 6 気管切開用スピーチバルブ | ↑七二二七 | 麻酔又は人工呼吸その他の呼吸補助を必要とする患者の気道確保を目的として、気管切開口を通して気管に挿入すること。 |
| 八十七 | 1 ネラトンカテーテル 2 泌尿器用カテーテル挿入・採尿キット 3 間欠泌尿器用カテーテルイントロデューサキット 4 クデー泌尿器用カテーテル 5 間欠泌尿器用カテーテル 6 連続洗浄向け泌尿器用カテーテル 7 短期的使用泌尿器用フォーリーカテーテル 8 洗浄向け泌尿器用カテーテル 9 先端オリーブ型カテーテル | ↑三二一四 | 尿道経路で膀胱 ^{ぼうこう} に挿入又は留置し、導尿又は圧迫止血、膀胱 ^{ぼうこう} 洗浄用等に用いること。 |
| 八十八 | 1 泌尿器用カテーテルイントロデューサキット 2 尿管向け泌尿器用カテーテル 3 短期使用尿管用チューブステント 4 追跡型泌尿器用糸状カテーテル 5 経皮泌尿器用カテーテル 6 尿管ロケータ 7 尿管カテーテル用アダプタ 8 カテーテルポジショナ 9 人体開口部用閉塞 ^{そく} 用バルーンカテーテル | ↑三二四七 | 経皮手術時又は経尿道的な尿管・尿道の拡張及び排液、造影、尿路の確保等を目的に、体内に挿入すること。 |
| 八十九 | 1 短期的使用腎瘻 ^{じんろう} 用カテーテル 2 短期的使用腎瘻 ^{じんろう} 用チューブ 3 短期的使用恥骨上泌尿器用カテーテル 4 恥骨上カテーテル | ↑三二一六 | 経皮的に腎瘻 ^{じんろう} 又は膀胱瘻 ^{ぼうこうろう} を造設して腎 ^{じん} 、尿管又は膀胱 ^{ぼうこう} に留置し、導尿、造影又は薬液注入に使用すること。 |
| 九十 | 1 尿管結石除去用チューブ及びカテーテル 2 泌尿器科用除去器具 | ↑三二四四 | 尿路結石の摘出、体外衝撃波結石破碎術等による結石破碎後の残石除去、結石破碎時の結石移動防止又は尿路からの異物の除去等を目的に、体内に挿入すること。 |
| 九十一 | 1 創用ドレーン 2 単回使用マルチルーメンカテーテル 3 胸部排液用チューブ 4 排液用チューブ 5 サンプドレーン 6 創部用ドレナージキット 7 滅菌済み体内留置排液用チ | ↑三二一五 | 体内に留置し、重力又は陰圧により、体内の液体又は気体を体外へ排出すること。 |

| | | | |
|-----|---|----------------|--|
| | ユーブ及びカテーテル 8 創部用吸引留置カテーテル | | |
| 九十二 | 1 汎はん用吸引用カテーテル 2 マッシュルームカテーテル 3 単回使用汎はん用吸引チップ | T三二三八 | 外科、脳外科又は整形外科、歯科等の手術又は処置等において、血液、体液、分泌液又は骨片等を吸引・排出すること。 |
| 九十三 | 1 単回使用透析用針 2 血液透析用シングルニードル付カテーテル 3 透析用留置針 | T三二四九 | 血液透析を含む血液浄化療法を行うために血管を確保し、血液の脱送血を行うこと。 |
| 九十四 | 1 輸液ポンプ用ストップコック 2 輸液ポンプ用延長チューブ 3 輸液ポンプ用輸液セット 4 自然落下式・ポンプ接続兼用輸液セット | T三二一一 | 注射筒を使用しないで、多量の注射用医薬品を注入する目的で使用すること。 |
| 九十五 | 1 輸血・カテーテル用ストップコック 2 輸血セット用延長チューブ 3 交換輸血用輸血セット 4 輸血セット 5 輸血用連結管 | T三二一二 | 人全血等血液製剤を投与する目的で使用すること。 |
| 九十六 | 1 ファローピウス管内子宮カテーテル 2 人工授精用カテーテル 3 胚はい移植用カテーテル | T三二四五 | 経子宮頸けい管的、経子宮筋層的又は経腹的に子宮内又は卵管内等に、精子及び卵子又は受精卵を注入する目的で使用すること。 |
| 九十七 | 1 血液回路補助用延長チューブ 2 透析用補液洗浄セット 3 透析用血液回路セット 4 トランスデューサ保護フィルタ 5 血液回路用モニタリングセット | T三二四八 | 血液透析の実施を目的として透析器等又は単回使用透析用針等に接続して、透析用監視装置等を用いて血液を循環させる目的で使用すること。 |
| 九十八 | 1 血液成分分離バッグ | T三二一七 | 血液及び血液成分を採取、分離、保存、処理、輸送又は投与するために使用すること。 |
| 九十九 | 1 検査用真空密封型採血管 2 真空密封型採血管 | T三二三三 | 血液検査のため、血液検体の採取、輸送又は保管に用いること。 |
| 百 | 1 血液フィルタ | T三二二五 | 人全血等血液製剤の微小異物を除去すること。 |
| 百一 | 1 注射筒用フィルタ | T三二二四 | 注射筒を用いて少量の注射用医薬品の微小異物、細菌及び真菌を除去すること。 |
| 百二 | 1 静脈ライン用フィルタ | T三二一一 T三二一九 | 注射筒を用いないで多量の注射用医薬品の微小異物及び細菌又は真菌を除去すること。 |
| 百三 | 1 単回使用一般静脈用翼付針 2 単回使用頭皮静脈用翼付針 | T三二二二 | 注射筒及び輸液セット等を用いて多量の静脈注射用医薬品を注入すること。 |
| 百四 | 1 医薬品ペン型注入器 | T三二二六一一 | 専用医薬品カートリッジ及びペン形注入器注射針を取り付けて使用し、皮下又は筋肉内へ医薬品を注入すること。 |
| 百五 | 1 内視鏡用食道静脈瘤りゆう結 | T三二三七 | 胃・食道静脈瘤りゆうを結紮さつ |

| | | | |
|-----|---|----------------|---|
| | さつセット | | するために用いること。 |
| 百六 | 1 手動式可搬型吸引器 | T七二〇八一ニ | 口咽いん頭での吸引に用いること。 |
| 百七 | 1 寒天滅菌器 2 包装品用高圧蒸気滅菌器 3 未包装品用高圧蒸気滅菌器 4 液体用高圧蒸気滅菌器 | T七三二二 | 高圧を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用して医療に使用する器具機材を滅菌すること。 |
| 百八 | 1 小型寒天滅菌器 2 小型包装品用高圧蒸気滅菌器 3 小型未包装品用高圧蒸気滅菌器 4 小型液体用高圧蒸気滅菌器 | T七三二四 | 高圧を有する蒸気を容器に導入し湿熱を利用し医療に使用する器具機材を滅菌すること。 |
| 百九 | 1 エチレンオキサイドガス滅菌器 | T七三二三 | 酸化エチレンガスを用いて医療機器を滅菌すること。 |
| 百十 | 1 ホルムアルデヒドガス消毒器 | T七三二八 | ホルムアルデヒドガスを用いて医療機器を消毒すること。 |
| 百十一 | 1 人工心肺用貯血槽 | T三二三一 | 心肺バイパス手術時に使用し、脱血又は吸引した血液を貯留すること。 |
| 百十二 | 1 人工心肺回路用血液フィルタ 2 単回使用人工心肺用除泡器 | T三二三二 | 心肺バイパス手術時に使用し、血液から凝血塊や気泡等を除去すること。 |
| 百十三 | 1 呼吸回路除菌用フィルタ | T七二一一 T七二一二 | 呼吸システム及びガスサンプリングラインに用いて、微生物を捕捉し、呼吸システム及びガスサンプリングラインの汚染や別の患者への交差感染を防止すること。 |
| 百十四 | 1 加温加湿器 2 加熱式加湿器 | T七二〇七 | 人工呼吸器又は麻酔器等に接続して使用し、患者への供給ガスを加温及び加湿すること。 |
| 百十五 | 1 間欠強制換気補助人工呼吸器呼吸回路 2 再使用可能な人工呼吸器呼吸回路 3 単回使用人工呼吸器呼吸回路 4 単回使用麻酔用呼吸回路 5 再使用可能な麻酔用呼吸回路 | T七二〇一一四 | 人工呼吸器又は麻酔器から患者への空気又は酸素を含むガスの送込に用いること。 |
| 百十六 | 1 単回使用呼吸回路用コネクタ 2 再使用可能な呼吸回路用コネクタ | T七二〇一一ニ 一一 | 呼吸回路と気管内チューブ、フェースマスク、他の呼吸回路のコンポーネントを接続するために用いること。 |
| 百十七 | 1 人工鼻 2 気管切開患者用人工鼻 | T七二〇一一ニ 一一 | 患者の人工気道に沿って接続した場合等に、患者の呼気の熱と水分を捕捉し、これらを利用して吸気ガスを加温及び加湿すること。 |
| 百十八 | 1 単回使用麻酔用呼吸回路バッグ 2 再使用可能な麻酔用呼吸回路バッグ | T七二〇一一三 | 呼吸回路の設計により回路の吸気側又は呼気側に接続して使用し、呼吸回路中において呼吸ガスを保存すること。 |
| 百十九 | 1 定置型乳児用放射加温器 | T〇六〇一一ニ 一一 | 放射熱を利用し上方から乳児に熱を供給し加温すること。 |

| | | | |
|------|--|------------------|---|
| 百二十 | 1 赤外線治療器 | T〇六〇―一―二 ―二〇三 | 身体の硬直、疼とう痛又は炎症のある部位を温めて治療に用いること。 |
| 百二十一 | 1 紫外線治療器 | T〇六〇―一―二 ―二〇二 | 皮膚疾患の治療に用いること。 |
| 百二十二 | 1 キセノン光線治療器 | T〇六〇―一―二 ―二〇七 | キセノン放電管を用い紫外線、可視光線又は赤外線の連続したスペクトル光の温熱効果による血流改善、疼とう痛又は炎症の緩解。 |
| 百二十三 | 1 低周波治療器 2 干渉電流型低周波治療器 | T〇六〇―一―二 ―一〇 | 経皮的に鎮痛及び筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと。 |
| 百二十四 | 1 強さ期間測定低周波治療器 | T〇六〇―一―二 ―一〇 | 強さ期間(強さ時間)を測定するものであって、経皮的に鎮痛及び筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと。 |
| 百二十五 | 1 マイクロ波治療器 | T〇六〇―一―二 ―一六 | 温熱による治療のために電磁波を照射し、体組織の加熱を行うこと。 |
| 百二十六 | 1 超音波治療器 | T〇六〇―一―二 ―一五 | 超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼とう痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減。 |
| 百二十七 | 1 超音波骨折治療器 | T〇六〇―一―二 ―一五 | 身体の骨の部位にパルス低強度超音波を与えることによって骨折時等の骨の形成を促進し、治癒の促進を行うこと。 |
| 百二十八 | 1 水治療法用圧注装置 | T〇六〇―一―二 ―二〇一 | 疼とう痛緩和を目的とした、温熱効果、マッサージ効果、洗浄効果。 |
| 百二十九 | 1 上肢向け温浴療法用装置 2 下肢向け温浴療法用装置 3 足向け温浴療法用装置 4 全身向け温浴療法用装置 | T〇六〇―一―二 ―二〇一 | 温熱効果及びマッサージ効果。 |
| 百三十 | 1 ウォーターパッド加熱装置 コントロールユニット 2 ウォーターパッド加熱装置 システム 3 ウォーターパッド加熱装置 | T〇六〇―一―二 ―一三五 | 患者の全体又は一部へ熱を供給し患者の体を加熱又は冷却すること。 |
| 百三十一 | 1 乾式ホットパック装置 | T〇六〇―一―二 ―二〇六 | 温熱効果。 |
| 百三十二 | 1 パラフィン浴装置 | T〇六〇―一―一 | 温熱による疼とう痛、関節痛の緩解。 |
| 百三十三 | 1 冷却療法用器具及び装置 | T〇六〇―一―一 | 冷却によるリウマチ、関節炎、神経痛の痛みの緩解、外傷による出血、腫しゆ脹、疼とう痛の抑制。 |
| 百三十四 | 1 ベッド型マッサージ器 | T〇六〇―一―二 ―二〇五 | マッサージ効果。 |
| 百三十五 | 1 間欠型空気圧式マッサージ器 2 逐次型空気圧式マッサージ器 | T〇六〇―一―二 ―二〇四 | 患者の腕又は脚を空気圧で圧迫することにより、静脈の血行を促進し、静脈血栓塞そく栓症の予防及び血液のうっ滞や浮腫しゆを軽減すること。 |
| 百三十六 | 1 能動型自動牽けん引装置 | T〇六〇―一―一 | 腰椎つい症又は頸椎つい症の治療 |

| | | | |
|------|---|--|--|
| | 2 能動型自動間欠牽 ^{けん} 引装置 3 能動型簡易型牽 ^{けん} 引装置 | | に使用すること。 |
| 百三十七 | 1 能動型手用他動運動訓練装置 2 能動型下肢用他動運動訓練装置 3 能動型上肢用他動運動訓練装置 | T〇六〇―― | 関節の癒 ^ゆ 着・拘縮の予防及び関節可動域の改善を行うこと。 |
| 百三十八 | 1 単回使用毫 ^{しん} 鍼 ^{はり} 2 滅菌済み ^{はり} | T九三〇― | 鍼 ^{はり} 治療に使用すること。 |
| 百三十九 | 1 治療点検索測定器 | T〇六〇―― | 皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認すること。 |
| 百四十 | 1 電気骨折治療器 | T〇六〇―― | 骨の形成を電氣的に刺激することにより、難治性骨折での骨移植の代替療法及び脊椎 ^{つゐ} 固定術の補助療法を行うこと。 |
| 百四十一 | 1 定電流治療器 | T〇六〇――二 ――〇 | 生体経皮への直流通電をもって疼 ^{とう} 痛の除去・緩和等の治療に用いること。 |
| 百四十二 | 1 低周波治療器・干渉電流型低周波治療器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇――二 ――〇 | 経皮的に鎮痛や筋萎 ^い 縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び筋障害や疼 ^{とう} 痛障害の治療に使用すること。 |
| 百四十三 | 1 低周波治療器・治療点検索測定器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― T〇六〇―― ―― T〇六〇――二 ――〇 | 経皮的に鎮痛や筋萎 ^い 縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認すること。 |
| 百四十四 | 1 低周波治療器・ ^{はり} 電極 ^{はり} 低周波治療器・治療点検索測定器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― T〇六〇―― ―― T〇六〇――二 ――〇 | 経皮的に鎮痛や筋萎 ^い 縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと、 ^{はり} 治療を目的とした刺激を行うこと及び皮膚の厚さ、水分量、電気伝導等によって患者の皮膚で生じる導電率を測定及び確認すること。 |
| 百四十五 | 1 低周波治療器・超音波治療器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇――二 ――五 T〇六〇――二 ――〇 | 経皮的に鎮痛や筋萎 ^い 縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼 ^{とう} 痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減。 |
| 百四十六 | 1 低周波治療器・干渉電流型低周波治療器・超音波治療器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇――二 ――五 T〇六〇――二 ――〇 | 経皮的に鎮痛や筋萎 ^い 縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと、筋障害や疼 ^{とう} 痛障害の治療に用いること及び超音波の熱及び非熱生理学的反応による疼 ^{とう} 痛の緩解、微小マッサージ作用、筋肉痛及び関節痛の軽減。 |
| 百四十七 | 1 紫外線治療器、赤外線治療器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇――二 ――二〇二 T〇六〇――二 ――二〇三 | 皮膚疾患の治療に用いること及び身体の硬直、疼 ^{とう} 痛、炎症のある部位を加温すること。 |

| | | | |
|------|--|--|--|
| 百四十八 | 1 低周波治療器・乾式ホットパック装置組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇―― ――〇 T〇六〇―― ――二〇六 | 経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及び温熱効果。 |
| 百四十九 | 1 低周波治療器・キセノン光線治療器組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇―― ――〇 T〇六〇―― ――二〇七 | 経皮的に鎮痛や筋萎縮改善に用いられる神経及び筋刺激を行うこと及びキセノン放電管を用い紫外線、可視光線、赤外線連続したスペクトル光の温熱効果による血流改善、疼とう痛、炎症の緩解。 |
| 百五十 | 1 処置用対極板 2 一般的電気手術器 3 バイポーラ電極 4 高周波処置用能動器具 | T〇六〇―― ――二 ―― | 高周波電流を用いた生体組織の切開又は凝固を行うために外科手術に使用すること。 |
| 百五十一 | 1 歯科用空気回転駆動装置 | T五九〇八 | 歯科用ユニット等から供給された圧縮空気を回転に変換し、等速又は変速して、歯又は義歯などを切削又は研磨するストレート及びギアードアングルハンドピースなどにその回転を伝達すること。 |
| 百五十二 | 1 歯科用電気回転駆動装置 | T五九〇九 | 歯、義歯、歯冠等を切削又は研磨する機器を電氣的に駆動すること。 |
| 百五十三 | 1 歯科用ガス圧式ハンドピース | T五九〇六 | 圧縮空気を回転に変換することにより、歯科用バー、リーマー等の回転器具を駆動すること。 |
| 百五十四 | 1 ストレート・ギアードアングルハンドピース | T五九〇七 | 駆動源からの回転を等速又は変速して、歯又は義歯等を切削又は研磨する歯科用バー、リーマー等に伝達すること。 |
| 百五十五 | 1 歯周ポケット測定器 | T〇六〇―― | 歯周ポケットの深さを測定すること。 |
| 百五十六 | 1 歯科用下顎 ^{がく} 運動測定器 | T〇六〇―― | 下顎 ^{がく} の運動を電氣的に測定すること。 |
| 百五十七 | 1 超音波歯周用スケーラ | T五九―― | 超音波を用いて、歯周治療時に歯の表面から歯石等の沈着物を除去すること。 |
| 百五十八 | 1 歯科用エアスケーラ | T五九――〇 | 歯科用ユニット又は独立の制御装置から供給された圧縮空気によって振動を発生させ、歯石・歯垢 ^{こう} を除去すること。 |
| 百五十九 | 1 電熱式根管プラグ | T〇六〇―― | 電力により先端作業部を発熱させ、充填 ^{てん} 物を歯軸方向に圧接する根管充填 ^{てん} に使用すること。 |
| 百六十 | 1 歯科用ユニット 2 歯科矯正用ユニット 3 歯科小児用ユニット 4 予防歯科用ユニット | T五七〇―― | 圧縮空気、水、吸引力、電気を歯科診療用機器に供給し、これを駆動すること。 |
| 百六十一 | 1 歯列矯正用ワイヤ | T〇九九三―― T六〇〇―― | 歯の移動又は維持のために歯に力を加えること。 |
| 百六十二 | 1 歯列矯正用チューブ | T〇九九三―― T六〇〇―― | 歯列矯正用ワイヤ等をはめ込み、歯の正しい配列状態の確保に用い |

| | | | |
|------|------------------------------|-----------------|---|
| | | | ること。 |
| 百六十三 | 1 歯列矯正用スプリング | T〇九九三— T六〇〇— | バネ状で矯正力を発生させるために用いること。 |
| 百六十四 | 1 歯列矯正用磁石 | T〇九九三— T六〇〇— | 磁力を利用して歯列矯正に用いること。 |
| 百六十五 | 1 歯列矯正用帯環 | T〇九九三— T六〇〇— | 带状で矯正用アタッチメントを歯に固定するために用いること。 |
| 百六十六 | 1 歯列矯正用ロック | T〇九九三— T六〇〇— | 歯列矯正用ワイヤをブラケットに固定するために用いること。 |
| 百六十七 | 1 歯列矯正用アタッチメント | T〇九九三— T六〇〇— | 歯又は他の器材に付けて矯正力を付与するために用いること。 |
| 百六十八 | 1 歯列矯正用クラスプ | T〇九九三— T六〇〇— | 可撤式の矯正装置を歯等に維持するために用いること。 |
| 百六十九 | 1 歯列矯正用弧線 | T〇九九三— T六〇〇— | 弧状で歯の移動又は維持のために歯に力を加えること。 |
| 百七十 | 1 歯列矯正用歯牙 ^が 維持装置 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯の維持、誘導又は保定等に用いること。 |
| 百七十一 | 1 歯科矯正用レジン材料 | T〇九九三— T六〇〇— | プラスチック又はレジン系材料によって歯列矯正用の装置を作製するために用いること。 |
| 百七十二 | 1 歯科矯正装置用弾性材料 | T〇九九三— T六〇〇— | 矯正用弾性装置を作製するために用いる弾性材料及び補助材料として用いること。 |
| 百七十三 | 1 歯列矯正用エラスチック器材 | T〇九九三— T六〇〇— | 弾性材料で歯の移動、矯正装置の保持等に用いること。 |
| 百七十四 | 1 歯列矯正用顔弓 | T〇九九三— T六〇〇— | ヘッドギアと組み合わせて歯列矯正に用いること。 |
| 百七十五 | 1 歯列矯正用結さつ材 | T〇九九三— T六〇〇— | 矯正用ワイヤをアタッチメントに連結、保持等をするために用いること。 |
| 百七十六 | 1 歯列矯正用咬 ^{こう} 合誘導装置 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯牙 ^が の誘導に用いること。 |
| 百七十七 | 1 歯科用リップパンパ | T〇九九三— T六〇〇— | 口唇の力を利用して歯牙 ^が の移動を制御すること。 |
| 百七十八 | 1 歯科矯正用長期粘膜保護材 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯列矯正装置による口腔 ^{こう} 内粘膜への刺激を緩和するために用いること。 |
| 百七十九 | 1 歯科用貴金属箔 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯科修復物又は補綴 ^{てつ} 物の作製に用いること。 |
| 百八十 | 1 歯科用直接金充填 ^{てん} 材 | T〇九九三— T六〇〇— | 口腔 ^{こう} 内で歯の充填 ^{てん} に用いること。 |
| 百八十一 | 1 歯科用金地金 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯科用合金の金の原材料として用いること。 |
| 百八十二 | 1 歯科用銀地金 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯科用合金の銀の原材料として用いること。 |
| 百八十三 | 1 歯科用白金地金 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯科用合金の白金の原材料として用いること。 |
| 百八十四 | 1 歯科用パラジウム地金 | T〇九九三— T六〇〇— | 歯科用合金のパラジウムの原材料として用いること。 |
| 百八十五 | 1 歯科鑄造用金合金 | T六一—六 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置の作製に用いること。 |

| | | | |
|------|--------------------------------|-------------------|---|
| 百八十六 | 1 歯科鑄造用低カラット金合金 | 「六一二二 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 百八十七 | 1 歯科鑄造用14カラット金合金 | 「六一一三 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 百八十八 | 1 歯科メタルセラミック修復用貴金属材料 | 「六一一八 | 歯科メタルセラミック修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 百八十九 | 1 歯科非鑄造用低カラット金合金 | 「六一二五 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 百九十 | 1 歯科用金ろう | 「六一一七 | 歯科修復物、補綴物又は装置をろう付けすること。 |
| 百九十一 | 1 歯科鑄造用金銀パラジウム合金 | 「六一〇六 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 百九十二 | 1 歯科非鑄造用金銀パラジウム合金 | 「六一〇五 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 百九十三 | 1 歯科用金銀パラジウム合金ろう | 「六一〇七 | 歯科修復物、補綴物又は装置をろう付けすること。 |
| 百九十四 | 1 歯科鑄造用銀合金第1種 2 歯科鑄造用銀合金第2種 | 「六一〇八 | 歯科修復物、補綴物又は装置を作製すること。 |
| 百九十五 | 1 歯科用銀ろう | 「六一一一 | 歯科補綴物又は装置をろう付けすること。 |
| 百九十六 | 1 歯科鑄造用14カラット金合金向けプラスメタル | 「六一一四 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いる鑄造用十四カラット金合金を作製するために純金に添加すること。 |
| 百九十七 | 1 歯科鑄造用金合金向けプラスメタル | 「〇九九三一一 「六一〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する鑄造用金合金に添加すること。 |
| 百九十八 | 1 歯科用銀パラジウム合金ろう | 「〇九九三一一 「六一〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いること。 |
| 百九十九 | 1 歯科用ニッケル・クロム合金線 | 「六一〇一 | 歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製すること。 |
| 二百 | 1 歯科用ニッケル・クロム合金板 | 「六一〇二 | 歯科補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百一 | 1 歯科非鑄造用ニッケル・クロム合金 | 「〇九九三一一 「六一〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百二 | 1 歯科用ニッケル・クロム系合金ろう | 「〇九九三一一 「六一〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する歯科用ニッケル・クロム合金、歯科用ステンレス鋼線、歯科用コバルト・クロム合金等のろう付けに用いること。 |
| 二百三 | 1 歯科鑄造用コバルト・クロム合金 | 「六一一五 | 歯科修復物、補綴物又は装置を作製すること。 |
| 二百四 | 1 歯科用コバルト・クロム合金線 | 「六一〇四 | 歯科補綴物又は矯正用等の装置を作製すること。 |
| 二百五 | 1 歯科非鑄造用コバルト・クロム合金 | 「〇九九三一一 「六一〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百六 | 1 歯科用コバルト・クロム系合金ろう | 「〇九九三一一 「六一〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置を作製する歯科用コバルト・クロム合金、歯科用ステンレス鋼線、歯科用ニッケル・クロム合金等の |

| | | | |
|-------|-------------------------------|------------------|---|
| | | | ろう付けに用いること。 |
| 二百七 | 1 歯科用ステンレス鋼線 | T六一〇三 | 歯科補綴 ^{てつ} 物又は矯正用等の装置を作製すること。 |
| 二百八 | 1 歯科用ステンレス合金 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物又は矯正用等の装置の作製に用いること。 |
| 二百九 | 1 歯科鑄造用チタン合金 | T六一二三 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百十 | 1 歯科非鑄造用チタン合金 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百十一 | 1 歯科アマルガム用合金 | T六一〇九 | 歯科用水銀と練和して、歯の窩 ^か 洞の充填 ^{てん} に用いる。 |
| 二百十二 | 1 歯科用水銀 | T六一一ニ | 歯科アマルガム用合金と練和して、歯の窩 ^か 洞の充填 ^{てん} に用いること。 |
| 二百十三 | 1 歯科用ガリウム合金充填 ^{てん} 材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 液状のガリウム合金と合金粉末とを練和して、歯の窩 ^か 洞の充填 ^{てん} に用いること。 |
| 二百十四 | 1 歯科メタルセラミック修復用金属材料 | T六一二一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置を作製すること。 |
| 二百十五 | 1 歯科非鑄造用金合金 | T六一二四 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百十六 | 1 歯科非鑄造用合金 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百十七 | 1 歯科鑄造用合金 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置の作製に用いること。 |
| 二百十八 | 1 歯科用合金ろう | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いること。 |
| 二百十九 | 1 歯科用ろう付材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物又は装置を作製する金属材料のろう付に用いること。 |
| 二百二十 | 1 陶歯 | T六五一一 | 義歯に植立すること。 |
| 二百二十一 | 1 歯科用陶材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科用陶材製の修復物を作製するために用いること。 |
| 二百二十二 | 1 歯科メタルセラミック修復用陶材 | T六五一六 | 主に歯科メタルセラミック修復物の作製に用いること。 |
| 二百二十三 | 1 歯科鑄造用セラミックス | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 鑄型に注入し、成形することによって、歯科セラミックス製修復物を作製するために用いること。 |
| 二百二十四 | 1 歯科射出成型用セラミックス | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 射出成形法によって、歯科セラミックス製修復物を作製するために用いること。 |
| 二百二十五 | 1 歯科切削加工用セラミックス | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットとともに、歯科セラミックス製補綴 ^{てつ} 物の作製に用いること。 |
| 二百二十六 | 1 歯科加圧成形用セラミックス | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物又は補綴 ^{てつ} 物の作製に用いること。 |
| 二百二十七 | 1 アクリル系レジン歯 2 硬質レジン歯 | T六五〇六 | 義歯に植立すること。 |
| 二百二十八 | 1 歯科用暫間被覆冠成形品 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 支台歯などに被覆する歯冠成形品で、暫間的に用いること。 |

| | | | |
|-------|-----------------------------------|------------------|---|
| 二百二十九 | 1 熱可塑性レジン歯 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 義歯に植立すること。 |
| 二百三十 | 1 メタルブレード臼歯 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 臼歯として義歯に植立すること。 |
| 二百三十一 | 1 アクリル系歯冠用レジン | T六五一一八 | 歯の形状に築盛又は成形修復若しくは口腔 ^{こう} 内外で人工歯冠を修復すること。 |
| 二百三十二 | 1 歯冠用硬質レジン | T六五一一七 | 前装冠、ジャケット冠及びブリッジによる歯冠修復又は暫間被覆冠等の製作若しくは口腔 ^{こう} 内外での人工歯冠の補修に用いること。 |
| 二百三十三 | 1 歯科用高分子製暫間クラウン及びブリッジ | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 損傷歯、支台形成歯等に被覆するクラウン、ブリッジ等の暫間補綴 ^{てつ} 物を作製するために用いること。 |
| 二百三十四 | 1 歯科用人工咬 ^{こう} 頭 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯の咬 ^{こう} 合面の咬 ^{こう} 頭作製に用いること。 |
| 二百三十五 | 1 高分子系歯冠用着色材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 高分子系歯冠修復物の色調調整に用いること。 |
| 二百三十六 | 1 歯科セラミックス用接着材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科用セラミックスで作製した歯科修復物又は装置の接着に用いること。 |
| 二百三十七 | 1 歯科レジン用接着材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | レジン系修復物又はレジン系矯正用ブラケットの接着に用いること。 |
| 二百三十八 | 1 歯牙 ^が 固定用補強材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 動揺歯の固定、歯列矯正の保定等の補強に用いること。 |
| 二百三十九 | 1 歯科切削加工用レジン材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科技工室設置型コンピュータ支援設計・製造ユニットとともに、歯科高分子製補綴 ^{てつ} 物作製に用いること。 |
| 二百四十 | 1 歯科用被覆冠成形品 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 支台歯などに被覆する歯冠成形品として用いること(暫間的に用いることを除く。) |
| 二百四十一 | 1 歯科セラミックス用着色材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | セラミックス系歯科修復物又は補綴 ^{てつ} 物の色調調整に用いること。 |
| 二百四十二 | 1 義歯床用アクリル系レジン | T六五〇一 | 主に義歯床の作製に用いること。 |
| 二百四十三 | 1 義歯床用熱可塑性レジン | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 義歯床、仮床、バイトプレート、個人トレー、ナイトガード、スプリント等を作製するために用いること。 |
| 二百四十四 | 1 義歯床用短期弾性裏装材 | T六五一一九 | 義歯床の粘膜面に短期間装着すること。 |
| 二百四十五 | 1 義歯床用長期弾性裏装材 | T六五二〇 | 義歯床の粘膜面に比較的長期間装着すること。 |
| 二百四十六 | 1 歯科レジン系補綴 ^{てつ} 物表面滑沢硬化材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科用レジン系補綴 ^{てつ} 物の表面の滑沢性及び耐磨耗性を高めるために用いること。 |
| 二百四十七 | 1 義歯床用軟質裏装材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 義歯床粘膜面の軟質裏装(弾性裏装を除く。)に用いること。 |
| 二百四十 | 1 暫間義歯床用レジン | T〇九九三一一 | 治療用複製義歯、暫間義歯などの |

| | | | |
|-------|---------------------------------------|------------------|--|
| 八 | | T六〇〇ー | 作製に用いること。 |
| 二百四十九 | 1 義歯床用軟性レジン | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 圧痛等の緩和のために義歯床等の一部に用いること。 |
| 二百五十 | 1 義歯床用硬質裏装材 | T六五二ー | 義歯床の裏装に用いること。 |
| 二百五十一 | 1 義歯床補修用レジン | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 義歯床の裏装、改床又は補修に用いること。 |
| 二百五十二 | 1 義歯床用接着材料 | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 義歯床の作製、補修及び裏装において義歯床へのレジンの接着に用いること。 |
| 二百五十三 | 1 歯科用りん酸亜鉛セメント 2 歯科用ポリカルボキシレートセメント | T六六〇九ー一 | 歯科修復物又は装置を口腔 ^{こう} 内硬組織又は装置に密着させるための合着材、修復時の裏層材及び裏装材として用いること。 |
| 二百五十四 | 1 歯科用けいりん酸セメント | T六六〇九ー一 | 口腔 ^{こう} 内での歯の窩 ^か 洞・欠損の暫間充填 ^{てん} 又は歯科修復物の合着に用いること。 |
| 二百五十五 | 1 歯科接着用レジンセメント 2 歯科用コンポジットレジンセメント | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯科修復物・歯科修復材・歯科装置・口腔 ^{こう} 内硬組織のいずれかの相互間の接着に用いること。 |
| 二百五十六 | 1 歯科用酸化亜鉛ユージノールセメント | T六六一〇 | 仮着、合着、暫間修復、裏層、裏装又は仮封に用いること。 |
| 二百五十七 | 1 歯科用酸化亜鉛非ユージノールセメント | T六六一〇 | 仮着又は仮封に用いること。 |
| 二百五十八 | 1 歯科合着用ガラスポリアルケノエートセメント | T六六〇九ー一 | 歯科修復物又は装置を口腔 ^{こう} 内硬組織又は装置に密着させるための合着材として用いること。 |
| 二百五十九 | 1 歯科用エトキシ安息香酸セメント | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯の仮封、暫間修復、裏層及び裏装に用いること。 |
| 二百六十 | 1 歯科用硫酸亜鉛セメント | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯の仮封、暫間修復、裏層及び裏装に用いること。 |
| 二百六十一 | 1 歯科用アルミン酸セメント | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯の裏層、裏装及び覆髓に用いること。 |
| 二百六十二 | 1 歯科合着用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント | T六六〇九ー二 | 歯科修復物又は装置の口腔 ^{こう} 内硬組織若しくは装置への合着に用いること。 |
| 二百六十三 | 1 歯科用シアノアクリレート系セメント | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯科修復物・歯科修復材・歯科装置・口腔 ^{こう} 内硬組織のいずれかの相互間の合着・接着に用いるもの |
| 二百六十四 | 1 歯科用色調試験材料 | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯科修復物等の色調適合性の確認に用いること。 |
| 二百六十五 | 1 歯科用色調適合確認材料 | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯科用セメントの色調適合性の確認に用いること。 |
| 二百六十六 | 1 歯科充填 ^{てん} 用コンポジットレジン | T六五一四 | 口腔 ^{こう} 内での歯の窩 ^か 洞・欠損の成形修復(根管 ^{かん} 内への適用を除く。)又は人工歯冠の補修に用いること。 |
| 二百六十七 | 1 高分子系ブラケット接着材及び歯面調整材 | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯列矯正用ブラケット又はバンドの歯 ^が 若しくは歯科修復物への合着又は接着に用いること。 |
| 二百六十八 | 1 歯科高分子系接着材 | T〇九九三ー一 T六〇〇ー | 歯の窩 ^か 洞・根管・欠損又は歯科修復物への歯科修復材の接着に用 |

| | | | |
|-------|---|------------------|---|
| | | | いること。 |
| 二百六十九 | 1 歯科用エッチング材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯又は歯科修復物のエッチング(技工専用を除く。)に用いること。 |
| 二百七十 | 1 歯科用象牙 ^げ 質接着材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 象牙 ^げ 質を含む窩 ^か 洞・欠損への接着に用いること。 |
| 二百七十一 | 1 歯科充填 ^{てん} 用ガラスポリアルケノエートセメント 2 歯科用けい酸塩セメント | T六六〇九一一 | 口腔 ^{こう} 内での歯の窩 ^か 洞・欠損の充填 ^{てん} (成形修復)又は人工歯冠の補修に用いること。 |
| 二百七十二 | 1 歯科支台築造用ガラスポリアルケノエートセメント | T六六〇九一一 | 歯科の支台築造に用いること。 |
| 二百七十三 | 1 歯科支台築造用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント | T六六〇九一二 | 歯科の支台築造に用いること。 |
| 二百七十四 | 1 歯科裏層用ガラスポリアルケノエートセメント | T六六〇九一一 | 口腔 ^{こう} 内硬組織の裏層材や裏装材として用いること。 |
| 二百七十五 | 1 高分子系歯科小窩 ^か 裂溝封鎖材 | T六五二四 | 歯科小窩 ^か 裂溝の封鎖に用いること。 |
| 二百七十六 | 1 歯科小窩 ^か 裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系セメント | T六六〇九一一 | 歯科小窩 ^か 裂溝の封鎖に用いること。 |
| 二百七十七 | 1 歯科小窩 ^か 裂溝封鎖用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント | T六六〇九一二 | 歯科小窩 ^か 裂溝の封鎖に用いること。 |
| 二百七十八 | 1 歯科表面滑沢硬化材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物表面の滑沢化又は硬化に用いること。 |
| 二百七十九 | 1 歯科用覆髄材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯の窩 ^か 洞の覆髄に用いること。 |
| 二百八十 | 1 歯科用支台築造材料 | T六五二三 | 歯科の支台築造に用いること。 |
| 二百八十一 | 1 歯科充填 ^{てん} 用ガラスポリアルケノエート系レジンセメント | T六六〇九一二 | 口腔 ^{こう} 内での歯の窩 ^か 洞・欠損の充填 ^{てん} 又は人工歯冠の補修に用いること。 |
| 二百八十二 | 1 歯科充填 ^{てん} 用アクリル系レジン | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 口腔 ^{こう} 内での歯の窩 ^か 洞・欠損の充填 ^{てん} (成形修復)又は人工歯冠の補修に用いること。 |
| 二百八十三 | 1 歯科間接修復用コンポジットレジン | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯の窩 ^か 洞・欠損上又はその模型上で予備硬化後、口腔 ^{こう} 外にて最終硬化させて修復物として用いること。 |
| 二百八十四 | 1 歯科充填 ^{てん} 用色調調整材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | レジン系歯科充填 ^{てん} 材料の色調又は粘度の調整に用いること。 |
| 二百八十五 | 1 歯科接着・充填 ^{てん} 材料用表面硬化保護材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科接着・充填 ^{てん} 材料の表面の硬化促進又は保護に用いること。 |
| 二百八十六 | 1 歯面処理材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 窩 ^か 洞又は根管形成後の歯面処理に用いること。 |
| 二百八十七 | 1 歯科用シーリング・コーティング材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 象牙 ^げ 細管の封鎖、又は歯質と修復物、補綴 ^{てつ} 物等との界面の封鎖に用いること。 |
| 二百八十八 | 1 歯面コーティング材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯 ^が の表面のコーティングに用いること。 |
| 二百八十九 | 1 歯科裏層用高分子系材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯の裏層及び裏装に用いること。 |

| | | | |
|-------|---|------------------|--|
| 二百九十 | 1 歯科用テンポラリーストッピング | T六五〇七 | 治療中の歯の一時的な暫間修復に用いること。 |
| 二百九十一 | 1 歯科用酸化亜鉛ユージノール仮封向け材料 | T六六一〇 | 仮封に用いること。 |
| 二百九十二 | 1 歯科用高分子系仮封材料 2 歯科用仮封材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯の仮封に用いること。 |
| 二百九十三 | 1 歯科用歯周保護材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯周組織の被覆・保護に用いること。 |
| 二百九十四 | 1 歯科用根管充填 ^{てん} ガッタパーチャポイント 2 歯科用根管充填 ^{てん} ポイント | T六五一五 | 歯の根管の充填 ^{てん} に用いること。 |
| 二百九十五 | 1 歯科用根管充填 ^{てん} 固状材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯の根管の充填 ^{てん} に用いること。 |
| 二百九十六 | 1 歯科用根管充填 ^{てん} シーラ | T六五二二 | 歯の根管の封鎖に用いること。 |
| 二百九十七 | 1 根管充填 ^{てん} 材用軟化材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 根管充填 ^{てん} 材料の軟化に用いること。 |
| 二百九十八 | 1 歯科用キャビティーバーニッシュ | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯髄保護及びピアマルガム修復物充填 ^{てん} 時の辺縁封鎖に用いること。 |
| 二百九十九 | 1 歯科用アルギン酸塩印象材 | T六五〇五 | 口腔 ^{こう} 内の印象採得に用いること。 |
| 三百 | 1 歯科用ポリエーテル印象材 2 歯科用ポリサルファイド印象材 3 歯科用シリコーン印象材 | T六五一三 | 口腔 ^{こう} 内の印象採得に用いること。 |
| 三百一 | 1 歯科用寒天印象材 | T六五一二 | 口腔 ^{こう} 内の印象採得に用いること。 |
| 三百二 | 1 歯科用インプレッションコンパウンド | T六五〇四 | 口腔 ^{こう} 内の印象採得及び他の印象材を保持するトレーの作製に用いること。 |
| 三百三 | 1 歯科用酸化亜鉛ユージノール系印象材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 口腔 ^{こう} 内の印象採得に用いること。 |
| 三百四 | 1 歯科用光学印象採得補助材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 光学印象を採得するときに乱反射等の防止に用いること。 |
| 三百五 | 1 粘着型義歯床安定用糊材 | T六五二五一一 | 口腔 ^{こう} 粘膜に対して可撤性義歯の維持力を一時的に高めるために使用すること。 |
| 三百六 | 1 密着型義歯床安定用糊材 | T六五二五二二 | 口腔 ^{こう} 粘膜に対して可撤性義歯の維持力を一時的に高めるために使用すること。 |
| 三百七 | 1 歯科用保持ピン | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物等を歯に保持又は安定させるために用いること。 |
| 三百八 | 1 歯科用精密ボールアタッチメント | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 補綴 ^{てつ} 物又はインプラントアバットメントと義歯等とを連結するために用いること。 |
| 三百九 | 1 歯科用精密バーアタッチメント | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 補綴 ^{てつ} 物又はインプラントアバットメントと義歯等とを連結するために用いること。 |
| 三百十 | 1 歯科用精密磁性アタッチメント | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 磁力を利用して補綴 ^{てつ} 物又はインプラントアバットメントと義歯 |

| | | | |
|-------|---|------------------|--|
| | | | 等とを連結するために用いること。 |
| 三百十一 | 1 歯科用精密スライドアタッチメント 2 歯科用精密弾性アタッチメント | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 補綴 ^{てつ} 物と義歯等とを連結するために用いること。 |
| 三百十二 | 1 歯科根管用ポスト成形品 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴 ^{てつ} 物等の維持又は補強に用いること。 |
| 三百十三 | 1 歯科汎 ^{はん} 用アクリル系レジ ^ン | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 暫間インレー、クラウン、ブリッジ等の作製、義歯床の修理等に用いること。 |
| 三百十四 | 1 歯科技工用金属表面処理材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科用金属表面の接着性の付与又は強化に用いること。 |
| 三百十五 | 1 歯科金属用接着材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 金属製修復物又は装置の接着に用いること。 |
| 三百十六 | 1 歯科用知覚過敏抑制材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 象牙 ^げ 質又は形成象牙 ^げ 質の知覚過敏の抑制に用いること。 |
| 三百十七 | 1 歯科用長期的使用咬 ^{こう} 合スプリント向け材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科用咬 ^{こう} 合スプリントを作製するために用いること。 |
| 三百十八 | 1 歯科用長期的使用咬 ^{こう} 合スプリント | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯牙 ^が の咬 ^{こう} 合面を被覆することで、歯列の保持、咬 ^{こう} 合面の保護、顎 ^{がく} 関節痛の軽減等に用いること。 |
| 三百十九 | 1 歯科用長期的使用高分子鈎 ^{こう} 成形品 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 可撤式局部義歯の維持装置として長期的に用いること。 |
| 三百二十 | 1 歯科用長期的使用金属鈎 ^{こう} 成形品 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 可撤式局部義歯の維持装置として長期的に用いること。 |
| 三百二十一 | 1 電動式ケラトーム | T〇六〇一一一 | 角膜表層切除術、移植角膜の切除、全層及び表層角膜移植、寄贈眼からの角膜摘出の範囲内であって、角膜を層状に切除すること。 |
| 三百二十二 | 1 電動式ケラトーム用替刃 | T〇九九三一一 | 電動式ケラトームに用いる替刃として用いること。 |
| 三百二十三 | 1 単回使用眼科用ナイフ | T〇九九三一一 | 眼科手術に使用すること。 |
| 三百二十四 | 1 単回使用メス用刃 2 単回使用メス | T二一〇七 | 外科的手術、切離並びに検査・研究用試料及び物体の切断に使用すること。 |
| 三百二十五 | 1 単回使用眼内レンズ挿入器 | T〇九九三一一 | 眼内に挿入し、眼内レンズの挿入及び配置を導くために使用すること。 |
| 三百二十六 | 1 検査用コンタクトレンズ 2 単回使用検査用コンタクトレンズ | T〇九九三一一 | 眼の前面に装着して眼内の状態を観察し、診断及び治療を支援すること。 |
| 三百二十七 | 1 網膜電位計用角膜電極 | T〇九九三一一 | 眼の前面に装着して網膜電位を測定する時、電位信号を伝達すること。 |
| 三百二十八 | 1 天然ゴム製手術用手袋 2 非天然ゴム製手術用手袋 | T九一〇七 | 医科及び歯科の手術において、患者及び使用者を交差感染から保護すること。 |
| 三百二十九 | 1 家庭用電気マッサージ器 2 家庭用エアマッサージ器 3 家庭用吸引マッサージ器 | T二〇〇二 | あんま、マッサージの代用。一般家庭で使用すること。 |

| | | | |
|-------|---|----------------------------------|---|
| | 4 針付きバイブレータ | | |
| 三百三十 | 1 家庭用温熱式指圧代用器 2 家庭用ローラー式指圧代用器 3 家庭用エア式指圧代用器 | T二〇〇二 | 指圧の代用。一般家庭で使用する こと。 |
| 三百三十一 | 1 家庭用超音波気泡浴装置 2 家庭用気泡浴装置 3 家庭用過流浴装置 | T二〇〇五 | 温水流や気泡によるマッサージ効 果、温熱効果。一般家庭で使用する こと。 |
| 三百三十二 | 1 家庭用低周波治療器 | T二〇〇三 | 肩こりの緩解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予 防及びマッサージ効 果。一般家庭で使用する こと。 |
| 三百三十三 | 1 家庭用電位治療器 | T二〇〇三 | 頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便 秘の緩解。一般家庭で使用する こと。 |
| 三百三十四 | 1 家庭用超短波治療器 | T二〇〇三 | 超短波による局所の温熱効果。一 般家庭で使用する こと。 |
| 三百三十五 | 1 超短波治療器 | T〇六〇一—二 —三 | 身体の特定の部位にRF波帯域の電 磁エネルギーを供給し、体組織内 に深部熱を発生させ、その温熱効 果により特定の症状(疼 ^{とう} 痛、 筋 ^{けい} 縮 ^の 、関節性拘縮)の改善 を行うこと。 |
| 三百三十六 | 1 電位・温熱・電気マッサ ージ組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 電位治療器として頭痛、肩こり、 不眠症及び慢性便秘の緩解、温熱 治療器として電熱による温熱効 果、電気マッサージとしてあん ま、マッサージの代用。一般家庭 で使用する こと。 |
| 三百三十七 | 1 低周波・電位・超短波組合 せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩 解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予 防及びマッサージ効果、電位治療 器として頭痛、肩こり、不眠症及 び慢性便秘の緩解、超短波治療 器として超短波による局所の温熱効 果。一般家庭で使用する こと。 |
| 三百三十八 | 1 低周波・電位・温熱組合せ 家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩 解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予 防及びマッサージ効果、電位治療 器として頭痛、肩こり、不眠症及 び慢性便秘の緩解、温熱治療器と して電熱による温熱効果。一般家 庭で使用する こと。 |
| 三百三十九 | 1 低周波・温熱・電気マッサ ージ組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩 解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予 防及びマッサージ効果、温熱治療 器として電熱による温熱効果、電 気マッサージとしてあんま、マッ サージの代用。一般家庭で使用する こと。 |
| 三百四十 | 1 低周波・電位組合せ家庭用 医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩 解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予 防及びマッサージ効果、電位治療 器として頭痛、肩こり、不眠症及 び慢性便秘の緩解。一般家庭で使 用する こと。 |

| | | | |
|-------|------------------------------------|-------------------------|---|
| 三百四十一 | 1 低周波・超短波組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予防及びマッサージ効果、超短波治療器として超短波による局所の温熱効果。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十二 | 1 低周波・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予防及びマッサージ効果、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十三 | 1 低周波・温熱組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予防及びマッサージ効果、温熱治療器として電熱による温熱効果。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十四 | 1 低周波・温灸 ^{きゆう} 組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 低周波治療器として肩こりの緩解、麻痺 ^ひ した筋肉の萎 ^い 縮 ^の の予防及びマッサージ効果、温灸 ^{きゆう} として局所への加熱による灸 ^{きゆう} の代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十五 | 1 電位・超短波組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇九 | 電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、超短波治療器として超短波による局所の温熱効果。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十六 | 1 電位・温熱組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、温熱治療器として電熱による温熱効果。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十七 | 1 電位・温灸 ^{きゆう} 組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇三 T二〇〇八 T二〇〇九 | 電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、温灸 ^{きゆう} として局所への加熱による灸 ^{きゆう} の代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十八 | 1 電位・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇九 | 電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百四十九 | 1 電位・エアマッサージ組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇二 T二〇〇三 T二〇〇九 | 電位治療器として頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解、エアマッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百五十 | 1 温熱・温灸 ^{きゆう} 組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇八 T二〇〇九 | 温熱治療器として電熱による温熱効果、温灸 ^{きゆう} として局所への加熱による灸 ^{きゆう} の代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百五十一 | 1 温熱・電気マッサージ組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇二 T二〇〇八 T二〇〇九 | 温熱治療器として電熱による温熱効果、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用すること。 |
| 三百五十 | 1 温灸 ^{きゆう} ・電気マッサージ | T二〇〇二 | 温灸 ^{きゆう} として局所への加熱に |

| | | | |
|-------|---|--|--|
| 二 | 組合せ家庭用医療機器 | T二〇〇八 T二〇〇九 | よる灸きゆうの代用、電気マッサージとしてあんま、マッサージの代用。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十三 | 1 家庭用赤外線治療器 | T二〇〇一 | 赤外線加熱による温熱効果。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十四 | 1 家庭用紫外線治療器 | T二〇〇一 | 水虫及びびわきがの軽減。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十五 | 1 家庭用電気磁気治療器 | T二〇〇六 | 装着部位のこり及び血行の改善。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十六 | 1 家庭用永久磁石磁気治療器 | T二〇〇七 | 装着部位のこり及び血行の改善。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十七 | 1 家庭用温熱治療器 | T二〇〇八 | 電熱による温熱効果。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十八 | 1 温灸きゆう器 | T二〇〇八 | 局所への加熱による灸きゆうの代用。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百五十九 | 1 家庭用超音波吸入器 2 家庭用電動式吸入器 3 家庭用電熱式吸入器 | T二〇一〇 | 鼻腔こうと咽喉いんこうの加湿、洗浄により不快感の改善。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百六十 | 1 貯槽式電解水生成器 2 連続式電解水生成器 | T二〇〇四 | 胃腸症状改善のための飲用アルカリ性電解水の生成。一般家庭で使用するここと。 |
| 三百六十一 | 1 ポケット型補聴器 2 耳かけ型補聴器 3 耳あな型補聴器 4 モジュラ式耳あな型補聴器 5 オーダーメイド式耳あな型補聴器 6 カナル型補聴器 7 完全耳内式耳あな型補聴器 8 メガネ型補聴器 9 プログラム式補聴器 10 デジタル式補聴器 | C五五一二 | 身体に装着して、難聴者が音を増幅して聞くこことを可能とするここと。 |
| 三百六十二 | 1 フェイスプレート式補聴器 2 骨導式補聴器 3 ヘッドバンド型補聴器 | T〇六〇一 | 身体に装着して、難聴者が音を増幅して聞くこことを可能とするここと。 |
| 三百六十三 | 1 男性向け避妊用コンドーム | T九一 | 避妊及び性感染症予防の補助。 |
| 三百六十四 | 1 X線CT組合せ型循環器X線診断装置 | Z四七〇一 Z四七〇二 Z四七〇三 Z四七〇四 Z四七五一一二 一四四 | X線CT診断装置(患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供する装置)及び循環器用X線透視診断装置(循環器透視撮影を主な目的とし、人体を透過したX線の蛍光作用、写真作用及び電離作用又はそのいずれかを利用して人体画像情報を診療のために提供する装置)を具備し、X線CT診断と循環器用X線透視診断を同時に使用することが不可能なシステムであり、両方の撮影による画像を複合的に処理するこことで新たな診断情報を提供しないここと。 |
| 三百六十五 | 1 長時間心電用データレコーダ 2 リアルタイム解析型心電図 | T〇六〇一 | 患者が携行し、心電図記録を行うここと。 |

| | 記録計 | | |
|-------|---|------------------|--|
| 三百六十六 | 1 筋電計電極 | T〇九九三一一 | 中枢神経を除く神経組織又は筋肉に挿入し、神経組織又は筋肉の活動電位を検知すること。 |
| 三百六十七 | 1 経皮血中ガス分析装置 2 経皮血液ガスモジュール 3 経皮血液ガスセンサ | T〇六〇一一一 | 経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、表示するために用いること。 |
| 三百六十八 | 1 耳音響放射装置 | T〇六〇一一一 | 耳から放射される微弱な音を記録及び分析すること。 |
| 三百六十九 | 1 発声機能検査装置 | T〇六〇一一一 | 発声強度、基本周波数及び呼気流量を測定する(呼気圧を測定する場合を含む。)ことにより、発声器官の機能障害の検査に用いること。 |
| 三百七十 | 1 単回使用縫合針 | T三一〇二 | 組織に対し、縫合糸を挿入及び引き抜くこと。 |
| 三百七十一 | 1 歯科鑄造用ニッケル・クロム合金 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 歯科修復物、補綴物又は装置の作製に用いること。 |
| 三百七十二 | 1 MR装置用高周波コイル | Z四九五ー | 患者に関する磁気共鳴信号をコンピュータ処理し、再構成画像を診療のために提供するMR装置に接続して高周波の送受信又は受信を行うこと。 |
| 三百七十三 | 1 発作時心臓活動記録装置 | T〇六〇一一一 | 医師の指導の下に患者が携行し、発作時の心電図記録を行うこと。 |
| 三百七十四 | 1 脳波計 | T〇六〇一一一 | 脳の活動電位の導出、記録若しくは分析又はそれらの組合せにより、診療のための情報を提供すること。 |
| 三百七十五 | 1 胎児頭皮用電極 2 分娩 ^{べん} 監視装置 3 子宮用カテーテル | T一三〇三 | 胎児の心拍数及び母体陣痛の検出に用いること。 |
| 三百七十六 | 1 経皮血中ガス分析装置・パルスオキシメータ組合せ生体現象監視用機器 2 経皮血液ガスセンサ・パルスオキシメータプローブ組合せ生体現象監視用機器 | T〇六〇一一一 | 経皮的に血中の酸素分圧、二酸化炭素分圧又は酸素分圧及び二酸化炭素分圧を測定し、及び表示するとともに動脈血の経皮的酸素飽和度を測定し、及び表示すること。 |
| 三百七十七 | 1 耳管機能検査装置 | T〇六〇一一一 | 嚙 ^{えん} 下運動に伴う鼻腔 ^{こう} と外耳道の間の通音性の変化、嚙 ^{えん} 下運動を含む生理現象によって中耳腔 ^{こう} が解放される際の圧力の変化又はその両方を観測することにより、耳管の開閉機能の検査に用いること。 |
| 三百七十八 | 1 分割型レジン ^{きゆう} 歯 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 咬 ^{こう} 合面に金属を使用するレジン ^{きゆう} 歯を作製するために用いること。 |
| 三百七十九 | 1 歯冠用熱可塑性レジン | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 射出成型等によりクラウン、インレー、暫間被覆冠等を作製するために用いること。 |
| 三百八十 | 1 歯科インプラント用上部構造物材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 埋植後の歯科用インプラントから口腔 ^{こう} 内へ露出したアバットメ |

| | | | |
|-------|---|------------------|---|
| | | | ントに機械的に固定するために用いること。 |
| 三百八十一 | 1 歯科動揺歯固定用接着材料 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 動揺歯の固定に用いること。 |
| 三百八十二 | 1 歯科用レジン系印象材 | T〇九九三一一 T六〇〇一 | 口腔こう内の印象採得に用いること。 |
| 三百八十三 | 1 単回使用胆管造影用針 | T三三〇七 | 直接又は経皮経肝的に胆管を穿せん刺し、胆管造影用の造影剤を胆管に手動で注入すること又は薬液を注入すること、排液すること若しくはガイドワイヤの挿入の補助具として使用すること(造影剤注入装置に接続して使用することを除く。) |
| 三百八十四 | 1 歯科用注射針 | T六一三〇 | 局所麻酔用の歯科用カートリッジ注射筒に装着して使用すること。 |
| 三百八十五 | 1 造影剤注入用針 | T三三〇五 | 造影剤注入装置若しくはシリンジポンプに接続し、又は手動によって造影剤を静脈又はリンパ管に注入すること。 |
| 三百八十六 | 1 血液ガス検体採取用注射筒 | T三二五四 | 採血容器(採血針付き採血容器を含む。)及び密封用具により構成され、主として血液ガスの測定を目的として動脈血を採取すること。 |
| 三百八十七 | 1 単回使用自動ランセット | T三二五七 | 血液検査のため、少量の血液検体を指先、耳朶 ^だ 等の血管から採取すること。 |
| 三百八十八 | 1 気管・気管支用イントロデューサ 2 カテーテルイントロデューサ 3 静脈用カテーテルイントロデューサキット 4 止血弁付カテーテルイントロデューサ | T三二六一 | 体内にカテーテル等を経皮的に挿入し、及び配置するために用いること。 |
| 三百八十九 | 1 造影用耐圧チューブ 2 血管造影用活栓 3 針なし造影剤用輸液セット | T三二五二 | 特定の器官系又は体部の動脈のX線撮影における可視化の準備に用いること。 |
| 三百九十 | 1 圧力モニタリング用チューブセット 2 圧力モニタリング用ダンピングデバイス 3 圧モニタリング用ストップコック 4 採血ポート付採血キット 5 連続流式フラッシュデバイス | T三三五一 | カテーテルに接続し、又は血管に穿せん刺することにより観血的血圧測定又は脳脊 ^{せき} 髄液圧測定に使用する圧トランスデューサと組み合わせ使用すること。 |
| 三百九十一 | 1 イントロデューサ針 | T三二六二 | カテーテル又はガイドワイヤの配置及び操作を目的として、これらを体内に通すために用いること。 |
| 三百九十二 | 1 オブチュレータ | T三二五九 | 血管用又は透析用のチューブ等の内腔こうに挿入し、体内からの血液等の漏出防止及びチューブ等の折れ防止に用いること。 |

| | | | |
|-------|---|---------------------------|---|
| 三百九十三 | 1 経腸栄養ポンプ用消化器用 ストップコック 2 ポンプ用経腸栄養延長チューブ | T三二六四 | 経腸栄養ライン(経腸栄養ポンプを用いるものを含む。)に接続し、延長又は液体の流路方向の制御を行うこと。 |
| 三百九十四 | 1 インスリンポンプ用輸液セット | T三二五六 | 皮下又は血管にインスリンを微量持続投与するためにインスリンポンプに取り付けられた注射筒に接続すること。 |
| 三百九十五 | 1 酸素濃縮装置 | T七二〇九 | 周囲の空気から窒素又は酸素を分離することにより、酸素分圧の高い空気を作り出し、患者に供給すること。 |
| 三百九十六 | 1 カテーテル拡張器 | T三二六〇 | カテーテル又はガイドワイヤの導入又は操作のために、内腔 ^{こう} 又は開口部を拡張又は拡大すること。ただし、ハブが付いていないものにあつては、頭部外科用、胃瘻 ^{ろう} 用、胆道瘻 ^{ろう} 孔用、腎瘻 ^{ろう} 用、鎖骨下用、末梢 ^{しょう} 血管用又は大腿 ^{たい} 血管用に限る。 |
| 三百九十七 | 1 X線CT組合せ型ポジトロンCT装置 | T〇六〇一一一 Z四七五一一二 一四四 | 患者に投与したポジトロン放射性医薬品の体内における分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報、当該患者に関する多方向からのX線透過信号をコンピュータ処理した再構成画像及びこれらの画像を重ね合わせた画像を診療のために提供すること。 |
| 三百九十八 | 1 ポジトロンCT組合せ型SPECT装置 | T〇六〇一一一 | ポジトロンCT撮影及びSPECT撮影は同時に行わずに、体内における放射性同位元素の分布をガンマ線検出器を用いて体外から検出した画像情報を診療のために提供すること(X線による画像情報を診療のために提供することは除く。) |
| 三百九十九 | 1 人体開口部用超音波プローブカバー 2 術中用超音波プローブカバー | T〇九九三一一 | 超音波プローブに装着し、体液等から保護するために用いること(単回使用のものに限る。) |
| 四百 | 1 超音波プローブ穿 ^{せん} 刺用キット | T〇九九三一一 | 超音波画像診断装置等で監視しながら行う穿 ^{せん} 刺に際し、穿 ^{せん} 刺針を刺入方向に導くこと。 |
| 四百一 | 1 ホルタ解析装置 | G六九五〇 | 患者が携行する記録装置によりあらかじめ記録された長時間の心電図を患者環境外において解析すること。 |
| 四百二 | 1 バルーン拡張式血管形成術向けカテーテル用コネクタ | T三二六三 | カテーテルに接続し、血液の漏れの軽減、併用するカテーテルの操作の補助、サイドポートからの造影剤、薬液又は生理食塩液の注入、圧力監視等を行うために用いること。 |
| 四百三 | 1 超音波プローブ用穿 ^{せん} 刺針装着器具 | T〇九九三一一 | 超音波プローブに固定し、穿 ^{せん} 刺針を装着するために用いること。 |
| 四百四 | 1 除染・滅菌用洗浄器 | T七三二九 | 医療行為等で汚染された医療機器 |

| | | | |
|-------|---------------------------------|--|--|
| | | | 等を容器内で洗浄し、高圧の蒸気による湿熱を利用し滅菌すること。 |
| 四百五 | 1 組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― T〇六〇―― ―― T〇六〇――ニ ――二〇五 | 能動型自動牽けん引装置、能動型自動間欠牽けん引装置又は能動型簡易型牽けん引装置として腰椎ついで又は頸椎けいつい症の治療に使用すること。ベッド型マッサージ器としてマッサージ効果。 |
| 四百六 | 1 歯科用吸引装置 2 歯科用吸引装置ポンプ | T五八〇― | 歯科治療中に口腔こうから発生する水、血液、唾だ液若しくは碎片又は口腔こう外に飛散する飛沫まつを吸引除去すること。 |
| 四百七 | 1 歯科用多目的ガラスポリアルケノエートセメント | T〇九九三―― T六〇〇― | 歯科の修復、合着、裏層、裏装、支台築造等に用いること。 |
| 四百八 | 1 歯科用暫間修復向けガラスポリアルケノエート系レジンセメント | T〇九九三―― T六〇〇― | 歯科の暫間修復に用いること。 |
| 四百九 | 1 歯科用色調遮蔽へい材料 | T〇九九三―― T六〇〇― | 歯、歯冠修復物、補綴てつ物又は装置の色調の遮蔽へいに用いること。 |
| 四百十 | 1 歯科技工用接着材料 | T〇九九三―― T六〇〇― | 歯科技工において修復物又は装置の製作又は補修のための接着に用いること。 |
| 四百十一 | 1 単回使用人工心肺用熱交換器 | T―七〇四 | 心肺バイパス術又は治療を目的として血液又は灌かん流液を加温又は冷却すること。 |
| 四百十二 | 1 電位治療器 | T〇六〇――ニ ――二〇八 | 頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解。 |
| 四百十三 | 1 電位治療器・赤外線治療器 組合せ理学療法機器 | T〇六〇―― ―― T〇六〇――ニ ――二〇三 T〇六〇――ニ ――二〇八 | 頭痛、肩こり、不眠症及び慢性便秘の緩解並びに身体の硬直、疼と痛又は炎症のある部位を温めて治療に用いること。 |
| 四百十四 | 1 電動式液晶サーモグラフィ装置 | T〇六〇―― | 体表温度分布を計測、表示又は分析するために用いること。 |
| 四百十五 | 1 電気音響トランスデューサ | T〇六〇―― | 心臓の活動によって生じ、体表に伝達される振動を検出するために用いること。 |
| 四百十六 | 1 電動式皮膚痛覚計 | T〇六〇―― | 患者の痛みに関する感受性を測定するために用いること。 |
| 四百十七 | 1 単回使用眼科手術用チューブ付カニューレ | T〇九九三―― | 眼科手術時に灌かん流液等の注入又は眼内物質等の吸引に用いること。 |
| 四百十八 | 1 単回使用皮下導通用トンネル | T〇九九三―― | チューブ等を導通させる目的で皮下にトンネルを作製するために用いること。 |
| 四百十九 | 1 単回使用眼科用医薬品注入器 | T〇九九三―― | 薬液を眼内等に注入するために用いること。 |
| 四百二十 | 1 単回使用止血用クリップアプライヤ | T〇九九三―― | 止血用クリップを取り付けるために用いること。 |
| 四百二十一 | 1 単回使用自動縫合器 | T〇九九三―― | 組織の縫合に用いること。 |

| | | | |
|-------|-----------------------------|---------|--|
| 四百二十二 | 1 単回使用関節鏡用縫合器 | T〇九九三一一 | 関節鏡使用下で組織の縫合に用いること(高度管理医療機器であるステープルを内蔵するものを除く。) |
| 四百二十三 | 1 単回使用手術用ステープラ | T〇九九三一一 | 手術に使用するステープルの打ち込みに用いること(高度管理医療機器であるステープルを内蔵するものを除く。) |
| 四百二十四 | 1 単回使用ワイヤ・結さつ糸パサー | T〇九九三一一 | ワイヤ又は結さつ糸を組織に貫通させるために用いること。 |
| 四百二十五 | 1 単回使用縫合糸パサー | T〇九九三一一 | 縫合糸及び縫合針を組織に貫通させるために用いること。 |
| 四百二十六 | 1 単回使用ステープルリムーバ | T〇九九三一一 | 手術に使用するステープルを抜去するために用いること。 |
| 四百二十七 | 1 単回使用皮膚クリップ | T〇九九三一一 | 皮膚切開端の接近又は電極等の皮膚への固定に用いること。 |
| 四百二十八 | 1 単回使用頭皮クリップ | T〇九九三一一 | 頭皮の止血に用いること。 |
| 四百二十九 | 1 単回使用手術用パンチ | T〇九九三一一 | 組織、血管等に孔を作製するために用いること。 |
| 四百三十 | 1 能動型展伸・屈伸回転運動装置 | T〇六〇一一一 | 上肢、下肢又は背筋等の筋力を維持、発達又は回復させるために用いること。 |
| 四百三十一 | 1 電動式角膜トレパン | T〇六〇一一一 | 角膜ボタン(角膜の輪状片)の切除に用いること。 |
| 四百三十二 | 1 単回使用強膜刀 | T〇九九三一一 | 強膜の切開に用いること。 |
| 四百三十三 | 1 単回使用手動式角膜トレパン | T〇九九三一一 | 角膜ボタン(角膜の輪状片)の切除に用いること。 |
| 四百三十四 | 1 単回使用アデノーム用刃 | T〇九九三一一 | アデノイド組織の切除に用いること。 |
| 四百三十五 | 1 単回使用はさみ | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用はさみとして用いること。 |
| 四百三十六 | 1 単回使用眼科用せん刀 | T〇九九三一一 | 眼科手術時の組織の切断等に用いること。 |
| 四百三十七 | 1 単回使用手術用のこぎり | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用手術用のこぎりとして用いること。 |
| 四百三十八 | 1 電動式手術用のこぎり | T〇六〇一一一 | 医療用の電動式手術用のこぎりとして用いること。 |
| 四百三十九 | 1 単回使用のこぎり | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用のこぎりとして用いること。 |
| 四百四十 | 1 単回使用やすり | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用やすりとして用いること。 |
| 四百四十一 | 1 単回使用眼科用スネア | T〇九九三一一 | 切除する組織の周囲に軟性ワイヤ等のループを配置し、これを締め付けるために用いること。 |
| 四百四十二 | 1 単回使用頭蓋 ^{がい} 骨用パー | T〇九九三一一 | 軟質又は硬質の頭蓋 ^{がい} 組織の孔あけに用いること。 |
| 四百四十三 | 1 気道確保用針 | T〇九九三一一 | 気道の開口に用いること。 |
| 四百四十四 | 1 単回使用穿 ^{せん} 孔器 | T〇九九三一一 | 組織又は骨の穿 ^{せん} 孔等に用いること(注入又は生検に用いるもの |

| | | | |
|-------|----------------------|---------|--|
| | | | を除く。) |
| 四百四十五 | 1 単回使用髄核切除吸引摘出器 | T〇九九三一一 | 経皮的に髄核を摘出するために用いること。 |
| 四百四十六 | 1 単回使用デルマトーム用刃 | T〇九九三一一 | デルマトームに取り付け、皮膚移植組織を採取するために用いること。 |
| 四百四十七 | 1 単回使用血管手術用ストリッパ | T〇九九三一一 | 血管の切除等に用いること。 |
| 四百四十八 | 1 単回使用眼科用ピンセット | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用眼科用ピンセットとして用いること。 |
| 四百四十九 | 1 単回使用ピンセット | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用ピンセットとして用いること。 |
| 四百五十 | 1 単回使用鉗かん子 | T〇九九三一一 | 組織等を把持、圧迫又は支持するために用いること。 |
| 四百五十一 | 1 単回使用手術用消息子 | T〇九九三一一 | 洞、瘻ろうその他の空洞又は創部等の探査等に用いること。 |
| 四百五十二 | 1 単回使用開瞼けん器 | T〇九九三一一 | 医療用の単回使用開瞼けん器として用いること。 |
| 四百五十三 | 1 単回使用舌コケ剥はく離器 | T〇九九三一一 | 舌の上部から剥はく離物を採取するために用いること。 |
| 四百五十四 | 1 単回使用眼科用鋭ひ | T〇九九三一一 | 眼組織の切除等に用いること。 |
| 四百五十五 | 1 単回使用水晶体手術用スプーン | T〇九九三一一 | 水晶体の切除等に用いること。 |
| 四百五十六 | 1 単回使用スプーン型鋭ひ及び鈍ひ | T〇九九三一一 | 組織の切除等又は投薬のために用いること。 |
| 四百五十七 | 1 単回使用眼科用鉤こう | T〇九九三一一 | 眼科手術時の固定等に用いること。 |
| 四百五十八 | 1 単回使用眼球固定鉤こう | T〇九九三一一 | 眼球の固定等に用いること。 |
| 四百五十九 | 1 単回使用強膜プラグ | T〇九九三一一 | 硝子体手術において創口部等の栓として用いること。 |
| 四百六十 | 1 単回使用開創器 | T〇九九三一一 | 創部等を拡げて保持するために用いること(組織等の分離を行うものを除く。) |
| 四百六十一 | 1 単回使用臓器固定用圧子 | T〇九九三一一 | 臓器を固定又は保持するために用いること。 |
| 四百六十二 | 1 単回使用眼科手術用スパークテル | T〇九九三一一 | 眼の表面への物質の塗布、眼組織の処置又は眼の表面若しくは周辺構造からの物質の除去等に用いること。 |
| 四百六十三 | 1 電動式整形外科用リーマ | T〇六〇一一一 | 組織の切削等に用いること。 |
| 四百六十四 | 1 単回使用骨接合用器械 | T〇九九三一一 | 骨接合手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百六十五 | 1 電動式整形外科用セメントディスペンサ | T〇六〇一一一 | 手術部位に整形外科用セメントを注入するために用いること。 |
| 四百六十六 | 1 電池電源式手術用ドリル | T〇六〇一一一 | 組織、骨等の切削、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百六十七 | 1 電動式手術用ドリル | T〇六〇一一一 | 組織、骨等の切削、穿せん孔等に用いること。 |

| | | | |
|-------|---------------------|---------|--|
| 四百六十八 | 1 電動式骨手術器械 | T〇六〇―― | 骨手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百六十九 | 1 電池電源式骨手術用器械 | T〇六〇―― | 骨手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百七十 | 1 単回使用髄管ブラシ | T〇九九三―― | 整形外科用セメントの注入時に、髄管から血餅又は骨片を除去するために用いること。 |
| 四百七十一 | 1 単回使用整形外科用やすり | T〇九九三―― | 医療用の単回使用整形外科用やすりとして用いること。 |
| 四百七十二 | 1 単回使用手動式手術用ドリル | T〇九九三―― | 組織又は骨等の切削、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百七十三 | 1 単回使用整形外科用バー | T〇九九三―― | 顎がく顔面手術、脊椎せきつい手術及び骨手術時に、骨組織の孔あけ、整形等に用いること。 |
| 四百七十四 | 1 単回使用手術用ドリルアタッチメント | T〇九九三―― | ドリル等の手術用工具を手術用器械に接続するために用いること。 |
| 四百七十五 | 1 単回使用手術用クラウンドリルビット | T〇九九三―― | 骨組織の採取、整形用スクリューの除去等のために用いること。 |
| 四百七十六 | 1 単回使用骨手術用器械 | T〇九九三―― | 骨手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百七十七 | 1 単回使用脊椎せきつい手術用器械 | T〇九九三―― | 脊椎せきつい手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百七十八 | 1 電池電源式脊椎せきつい手術用器械 | T〇六〇―― | 脊椎せきつい手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百七十九 | 1 単回使用関節手術用器械 | T〇九九三―― | 関節手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百八十 | 1 電池電源式関節手術用器械 | T〇六〇―― | 関節手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |
| 四百八十一 | 1 単回使用靱じん帯・腱けん手術用器械 | T〇九九三―― | 靱じん帯又は腱けん手術における切削、切除、切断、穿せん孔等に用いること。 |